

第二編 原始 古代 編

第一章 原始 時代

I 縄 文 文 化

一 概 観

薩摩半島を縦走する丘陵性の金峰山山地の東斜面、鹿児島湾側に鹿児島市があり、前面の桜島の南半を入れて県の中心に位置している。市の北部から西部へかけては、吉野台地をはじめ城山・武岡・紫原などの低平なシラス台地が、ゆるやかな傾斜で東南へ向かって下り、その末端は急崖がいとなつて、鹿児島湾に没している。これらの台地を稲荷川・甲突川・新川・永田川・和田川などが開析して、下流に沖積平野をつくつてゐる。この時期の遺跡は、前記台地の縁辺部に多く分布している。これはシラス層は透水性が強く、乏水地域となつて、湧水ゆすい地域は台地縁辺部にかたよつてゐるためである。

現在発見されている遺跡地をあげると、吉野台地では、東から石郷・七社と台地末端部に並び、市街地付近では、前平・丸岡・南洲神社境内、台地下の微高地の大竜小学校敷き地・若宮神社境内・春日町岩崎邸・福昌寺などがある。

市の西部の山地地帯では、木力暮・塔之原・三重野・須々原があり、南部の海岸にのぞむ台地縁辺部では光山・草野・平川・谷山地区市街地北辺には、上ノ原遺跡がある。

二 遺 跡

吉野台地周辺遺跡 吉野台地は北東部の五〇〇〜四〇〇メートルの高度から、南西方向へ漸次低くなって、市街地に至る波浪状の台地であるが、遺跡地は、台地が鹿兒島湾にのぞむ断崖だんがいの線に沿って、台地のはしに並んでいる。

石郷遺跡

1 石郷遺跡（吉野町上ノ原石郷）地形図「鹿兒島」

標高二八〇メートル、吉野台地の崖端部に位置していて、大正四年にイギリス人M・Gマンローが発掘した。鹿兒島県での考古学調査のはじまりである。

遺跡地は平坦な畑地かたんで、現在はその中心に氣象観測所が建てられている。発掘報文と地表採集の結果によると、早期、中期、後期の遺跡とみられる。形式は、石坂式、阿高式、岩崎上層式、指宿式、鐘ガ崎式、市来式、草野式などが出土しているが、市来式が最も多く、ついで指宿式が多く、縄文後期を主とする遺跡である。

マンローの発掘によって住居址しが発見されている。幅六五センチ、長さ二一・八メートルの範囲に一三個の柱穴が発見されており、長径二・六メートル、短径一・三メートルの不正円形の竪穴が発掘されて、住居柱穴が発見されており、長径二・六メートル、短径一・三メートルの不正円形の竪穴が発掘されて、住居址と推定される。

七社遺跡

2 七社遺跡（吉野町七社）地形図「鹿兒島」

第一章 原 始 時 代

石郷遺跡より南方一、五〇〇メートルの地点で、標高二二〇メートル、鹿児島湾にのぞむ台地崖端にあり
吉野ゴルフ場建設工事の際に遺物が出土している。晩期の黒川式である。

前平遺跡

3 前平遺跡（吉野町前平）地形図「鹿児島」

鳥越トシネル西入り口より北方五五〇メートルの地点で、吉野台地の末端の亀の甲状の小台地であり、標高一四八・二メートル、三角点が遺跡地内にある。現在は畑地で表土は浅く、直ちに赤褐色のボツコ土の層となっており、これが遺物包含層である。本遺跡出土の土器を標式として前平式(1)という型式名が付けられた、前期の遺跡である。前平式土器、磨製石斧、磨製石鎗形石器などが出土しているなかに、山形押型文土器が一片まじっていた。

丸岡遺跡

4 丸岡遺跡（坂元町たんだとう、丸岡）地形図「鹿児島」

福昌寺島津家墓地背後（北々西方向）の標高二二〇メートルの地点で、名称のように、まるい形の小丘陵である。かつて土器(2)、石器などを多量に出土したといわれているが、現在は出土した遺物も、出土地点も不明である。その後の調査で丘の西側斜面に遺物の散布が発見されているが、早期、前期、後期の遺跡である。石坂式、前平式、指宿式の土器片と完形の石坂式に伴う石皿が出土している。

南洲神社遺跡

5 南洲神社遺跡（上竜尾町南洲神社）地形図「鹿児島」

市街地の北東端、静光明寺墓地の西側の地点で、現在は削られて平らになっている。
吉野台地につづく坂元の台地が、低地にうつろうとする台地の末端部で、標高は三〇メートルあり、昭和三十一年に試掘を行なった。表土は黒褐色で厚く、その下部の赭褐色粘質の層があり、この層が包含層である

大竜小学校
遺跡

縄文前期の前平式の単純遺跡で、前平式土器、石匙、石鏃などが出土している。

6 大竜小学校遺跡（池ノ上町）地形図「鹿児島」

南洲神社の崖下から、春日神社へかけての標高一〇～五メートルの微高地は、遺跡地群の所在地である。大竜小学校もその一つで、ほぼ微高地の中央部にあたり、花園などから遺物が出土している。後期の遺跡で指宿式土器片、定角式石斧、十字形石器などが出土している。

若宮神社遺跡

7 若宮神社遺跡（池ノ上町）地形図「鹿児島」

前記遺跡群の一つで、大竜小学校より東北方約一〇〇メートルの地点にあり、昭和二十六年六月及び八月の二回にわたって、発掘を行なった。後期の遺跡である。西平式と御領式の包含層が相接して存在し、西平式の層から径二・六メートルの角丸方形の竪穴住居址を発見した。竪穴内からは西平式土器、市来式土器、軽石製品、炭化した「しい」の実、獣骨などを出土した。

南九州では、市来式の遺跡から西平式がわずかに共伴して出土するのが通例であるが、本遺跡では逆に西平式の中にわずかの市来式土器を少量伴出するという特殊な遺跡である。遺物の中に市来式と西平式の両者の接触によって生じたとみられるものがあり、また西平式自体も、口縁部の屈曲を失って沈線を施したものの頸部、胴部の文様を失ったもの、山形の隆起を失ったものなど、退化した形態がみられ、この遺跡の西平式はやや時期的に遅れるものとみられる。

住居址から西方へ隣接する地点からは、御領式の完形壘形土器が、「いのしし」の頭骨と共に出土した。径四〇センチ、高さ四〇センチのやや大型の土器である。

春日町遺跡

8 春日町遺跡(春日町五番地岩崎与八郎氏邸) 地形図「鹿児島」

前記微高地の東端にあり、昭和二十七年五月、同九月、昭和二十八年十一月の三回にわたって発掘を行なった。地層は表層から基盤の砂層まで三層〜四層にわかれ、上から順に、黒褐色土層(約五〇センチ)、黒色土層(約五〇センチ)、黒色砂層(約二〇センチ)、黄色砂層(基盤)となっており、場所によって一層と二層が一つになっている。

第一層の黒褐色土層はほとんど攪乱層である。

第二層の黒色土層の上半分は後期の層で、草野式、市来式を主として、西平式、鐘ガ崎式土器を少量伴出している。

第二層の下半分は、後期前半の指宿式土器と、これに伴う少量の磨消縄文土器を出土している。

第二層と第三層黒色砂層との境には、中期の岩崎上層式土器及び、阿高式土器がそれぞれ少量出土している。

第三層の上部には中期前半の並木式土器が少量出土している。

第三層下部には、前期の春日式土器が少量出土している。

土器以外には、石錘、凹石、石匙、石鏃の他、軽石加工品も出土している。

遺構としては、第二層と第三層の境に、四平方メートルの範囲に礫を配置した地区が発見され、この礫上には土器片がまとまって出土している点からみて、何らかの遺構であろうと思われる。

福昌寺遺跡

9 福昌寺遺跡(池ノ上町) 地形図「鹿児島」

玉龍高等学校敷き地の西南角より数メートルの路面が遺跡地になっている。現在の路面は、元の地形からは約一メートル切り下げて開通したもので、遺物包含層にあたっており、両側の住宅地は遺跡の続きであろうと思われる。道路開通時に路面から、ほぼ完形の指宿式土器と、これに伴う磨消縄文土器の大片が出土している、後期の遺跡である。

西辺山地帯の遺跡

木力暮遺跡

10 木力暮遺跡（田上町木力暮）地形図「鹿児島」

遺跡地は田上川の上流、西別府の谷と下谷口川の谷がせまって分水界となっている。鰻頭石原の東の端、崖の傾斜面で、標高一八〇メートルの地点にある。

細田口から仁田尾に通ずる農道を開削したとき発見され、昭和二十七年四月発掘した。層位は、第一層黒色腐植土（約二六センチ）、第二層、黄褐色土層（約三二センチ）となっており、遺物は第一層から市来式が少量出土し、第二層からは指宿式が多量出土した。その他の遺物としては、たたき石、石皿、石斧などが出土している、後期の遺跡である。

塔之原遺跡

11 塔之原遺跡⁽⁴⁾（五カ別府塔之原）地形図「伊集院」

塔之原台地が永田川の谷にのぞむ斜面、標高一八〇メートルの地点にある、地表散布地で、押型文土器片石斧を出土した、前期遺跡である。

三重野遺跡

12 三重野遺跡^{みしげの}（五カ別府三重野）地形図「伊集院」

三重野台地南縁の畑地、標高一七〇メートルの地点にある遺物包含地で、後期指宿式の遺跡である。

須々原遺跡

- 13 須々原遺跡（平川須々原開拓地）地形図「加世田」

市の南西端の山地帯広瀬川支流の水源地付近にある須々原開拓地にあり、標高二七〇メートルのゆるやかな傾斜地に遺物が散布している。

南部台地縁辺遺跡

平川遺跡

- 14 平川遺跡（下福元平川黒岩）地形図「垂水」

国鉄指宿線の平川駅の北方二〇〇メートル、国道沿いの台地東縁部、標高三〇メートルの地点にある。層位は、第一層黒色土（約八〇センチ）、第二層黒褐色土（約五〇センチ）、第三層赤ボツコ（基盤）となっており、遺物は第一層の下部から第二層上部へかけて包含され、後期の指宿式だけを単純に出土している。

草野貝塚

- 15 草野貝塚（草野賀邑）地形図「垂水」

市の南部、坂ノ上から五位野までの間の平坦な台地が、鹿兒島湾に急崖でのぞむところ、七ツ島の直上、台地から谷へむかつての傾斜面で、標高三〇メートルのところに、この貝塚は形成されている。

貝層の厚さは、最も厚いところでは一・六メートルある。第一層から第五層までは、純貝層と混土貝層が互層をなし、第六層は赤土層（約四〇センチ）、第七層はうすい貝層、第八層は赤土層（八〇センチ）、第九層はうすい貝層、第一〇層はシラス層（基盤）となっているが、場所によって一二層をかぞえるところもあり、遺物は貝層のみから出土している。

遺物は上から、草野式、市来式、指宿式の順に出土し、市来式の層からは鐘ガ崎式などの磨消縄文土器がわずかに伴出している。

出土量からみると、市来式が最も多く、完形土器も多数出土していて、土器以外の出土品では軽石製品、骨角器などがみられる。

16 光山貝塚（坂ノ上光山）地形図「垂水」

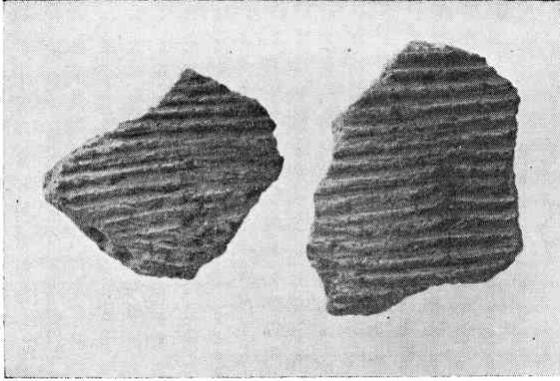
草野貝塚の北方七〇〇メートルの台地縁辺部で部落内にあったといわれているが、現在は煙滅して明瞭でない。市来式、黒川式などの破片がわずかに発見されている。

三 遺物

遺物の数は、必ずしも少ないとはいえないが、後期に集中して他の時期の遺物が手うすである。これから述べる土器の型式については、その様相をあきらかにするために、他の地域の土器型式を援用して、早・前・中・後・晩期に区分し、あわせて伴出したその他の遺物について述べることにする。

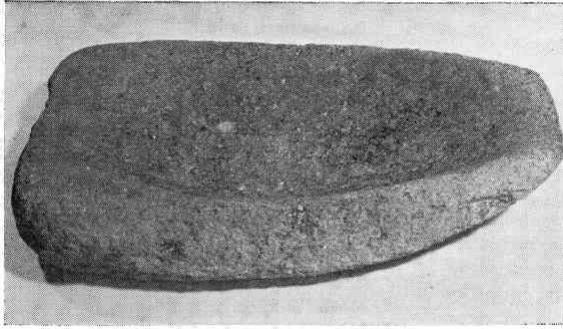
早期 縄文時代早期の遺跡・遺物はきわめて少なく、現在知られているのは、石郷遺跡と丸岡遺跡で採集した石坂式の破片だけである。

石坂式は知覧町石坂上遺跡の下層から出土の土器を標式として名づけたもので、器形は尖底と平底の二通りがある。胴部は円筒状で、口縁部は外反し、口縁上面は「かまぼこ」形にふくらみを

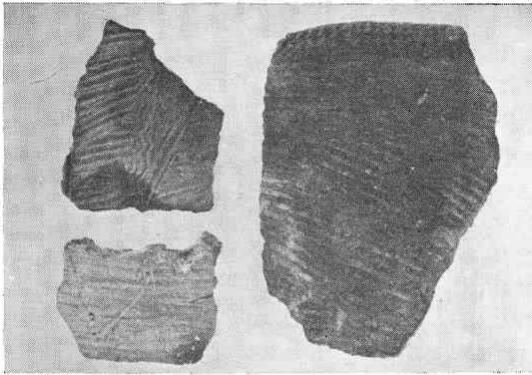


縄文早期石坂式土器=丸岡出土

もち、浅い刻線を施している。口縁外面には、貝殻腹縁による、斜めまたは羽状の連点文を施し、頸部以下には貝殻縁部による綾杉状の条痕こんを付け、底部付近では、横位に条痕こんを施し、平底の場合には、底部の角かどに刻み目を施している。一般に焼成はよ



石 皿、縄文早期=丸岡出土



縄文前期前平式土器=南洲神社出土

く、紅褐色または褐色のものが多く、内面には粒子りゅうしのあらわれているものもみられる。土器以外の遺物では、丸岡遺跡からは完形の石皿を伴出している。

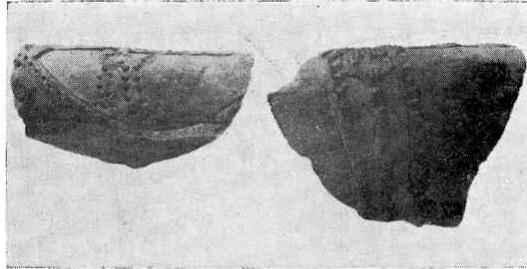
前 期 前期になると、多少遺跡数もふえてきている。

前平式の単独遺跡として、前平遺跡、南洲神社遺跡があり、塔ノ原遺跡からは撚糸文土器上ノ原遺跡からは吉田式らし

前平式

いものが出土している。この他春日町遺跡出土の春日式もみな前期に属する。
(7) 前平式は、前平遺跡の土器を標式として名づけられたものであり、土器は赤褐色で、胎土は粒子あちが粗く、

春日式



縄文前期春日式土器 = 春日町出土



縄文前期春日式土器 = 春日町出土

器形は円筒形または、角筒形の平底、直口である。口縁の外側には、縦または斜めに太めの刻目を施したのもあり、土器外面には、やや深い貝殻条痕を横位またはやや斜めに、底部では縦位に施されている。

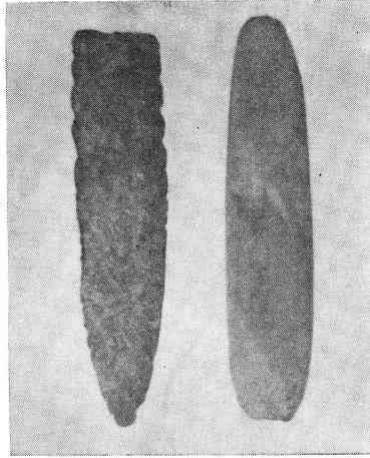
中には右の貝殻条痕文を重ねて、貝殻腹縁によって大形の斜格子状文、

縦線、横線などを施したものもみられる。前平式は前期でも古い時期のものと思われる。

前平遺跡には、山形押型文土器一片が出土しており、塔ノ原では前平式に器形の類似したより糸文に重ねて波状凹線文を施したものが出土している。前平式に平行の時期か、または近い時期に押型文系の型式が行なわれたものである。

春日町遺跡の第三層から出土した春日式⁽⁹⁾はこの遺跡の土器を標式として名づけたもので、土器の質は密で器壁は薄く、黒褐色または黄褐色の色調を呈し、焼成は良好である。器形は円筒状の胴部から頸部へ外反し、口縁部は再び内湾したキャリッパー形⁽⁸⁾で、この部分を除いた鉢形直口の土器もあり、底部は上げ底である。

文様は粘土紐^{ひも}をはりつけ、渦文、曲線文などを形成し、口縁端部に刻目を施してある。また、はりつけた粘



磨製モリ状石斧 (左)
磨製ノミ形石斧 (右)
縄文前期=前平出土

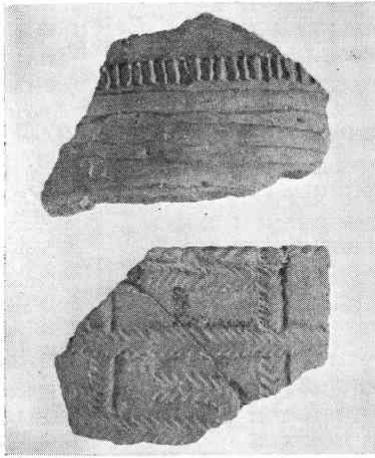
土紐に連点を施したのもあり、粘土紐の間には沈刻線文を施し、美しい文様を構成していて、器壁には貝殻腹縁によって調整した条痕がみられる。前期の後半であろう。

前期の石器では前平出土の磨製モリ状石器、ノミ形磨製石斧などがある。

中期 中期の遺跡は少なく、石郷遺跡から阿高式土器片、春日町遺跡からは阿高式と並木式の土器片が出土しているだけである。

(10) 並木式は大口市並木谷川遺跡の土器を標式として名づけられた。この土器は滑石を混ぜたものが多く、土器表面に浅い大形凹線を施し、凹線と凹線の間の残された面に、半截^{さい}竹管、篋^{へら}、貝殻などによって爪形文、あるいは変形爪形文を施したもので、器形は大体直口の鉢形で平底である。口縁に鋸齒^{きざし}状の小刻線を入れたもの、また突起のあるものもある中期前半の時期と推定できる。

並木式



縄文中期並木式土器=春日町出土

(11) 阿高式は熊本県阿高貝塚の土器を標式として名づけられた。赤褐色あるいは黒褐色を呈するやや厚手の土器で、単純な深鉢形が多く、口縁は直口またはわずかに外反し、鋸歯状の凹凸を付けたものが多くみられ、胴部は多少のふくらみをもつものもあるが、多くは平直な平底土器である。口縁下には大形の凹点を、その下に渦状の凹線文を施し、ときに文様が底部に及ぶものもある。

出水貝塚では貝層下の赤色ローム質の上部から阿高式、下部から並木式が出土している。並木式と阿高式は器形や文様に類似点が見られ、並木式から爪形文が失われたものが阿高式と思われ、中期中葉に位置するものと思われる。

後期 後期に属する遺跡は最も多く、ほとんど後期の遺物を出土しない遺跡はないといってもよいほど



縄文後期指宿式土器 = 福昌寺出土

である。そのうち石郷遺跡、草野貝塚は市来式を主とする遺跡であり、木ガ暮遺跡、平川遺跡は指宿式を主とする遺跡である。春日町遺跡は指宿式を主とする遺跡であるが、市来式も相当量出土している。福昌寺遺跡は指宿式を主とするが発掘は行なわれていない。

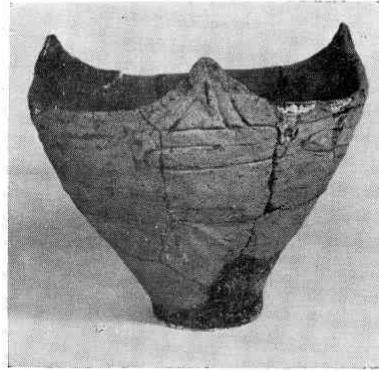
若宮遺跡は西平式を主とする特色のある遺跡である。これらの遺跡から出土する後期の遺物について、ふるいものから順にあげることしよう。

指宿式 指宿市十二町下里遺跡くだり出土の土器を標式として名づ

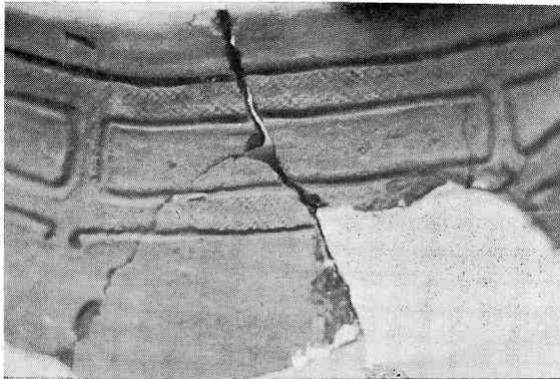
けられた、後期初頭の土器である。粘土に砂粒を含み、粗造であるが、焼成はよく、色調は黒褐色または茶褐色を呈し、器形は鉢形または頸部のしまった甕形で、胴部の張った平底の土器である。口縁部はまるみを

もち三個の山形隆起をもつものと、平坦たなものがある。

文様は二並行曲線文と二並行直線文を細い沈線で、口縁部から頸部へかけて施文し、中には胴部に及ぶものもある。渦状文を文様の主要素とし、その変化文様と思われるものが多くみられ、中期の岩崎式の系統をつぐものである。また内面に文



縄文後期指宿式土器=木ガ暮出土



縄文後期指宿式に伴う磨消縄文土器=福昌寺出土

様を施したのもみられ、多くは口縁部の山形隆起部の内面に施文されている。

貝殻条痕は次の時期の市来式に盛行するのであるが、指宿式にもすでに貝殻条痕を施したものがみられる。

指宿式には後期の特徴である磨消縄文があらわれるが、そのもつともよい例は、福昌寺遺跡の磨消縄文である。

市来式

市来式 日置郡市来町川上貝塚の土器を標式として名づけられたもので、砂まじり粘土を使用し、焼成は

良好である。黒褐色の色調を呈するものが多く、茶褐色のものもあり、器面の内外を貝殻条痕を施して調整したのが特徴である。



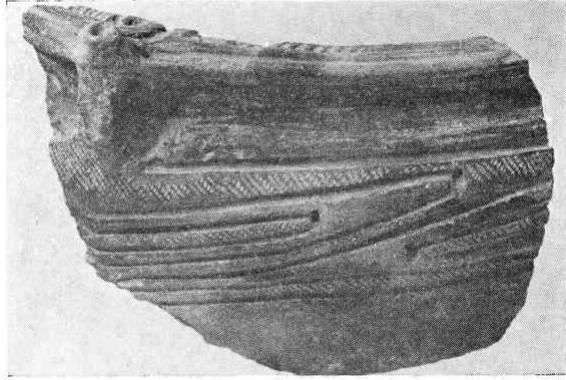
縄文後期市来式土器=草野貝塚出土

器形は深鉢平底で、口縁部が平坦なものと、四個の山形隆起をもつものがあり、口縁部の断面が三角形を呈し、この部分が文様帯となっている。文様は貝殻を施文具とするものが主で爪形文、平行沈線文、刺突文などを施している。山形隆起部の内面に施文しているのは指宿式からの伝播はであろう。この型

式には器台を有する皿形土器、鉢形土器があり、この特殊な器形のものには丹彩したものもあり、また深鉢形土器には素文土器も多くみられ、有文土器には頸部に把手とってのあるものもある。各遺跡の層位(12)と形式関係からみて指宿式に続く型式とみられる。

鐘ガ崎式

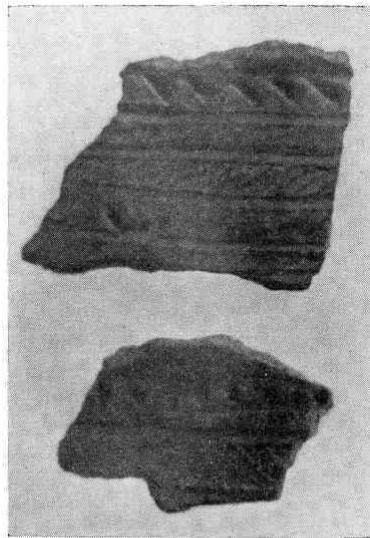
(13) 鐘ガ崎式 福岡県宗像郡玄海町鐘ガ崎貝塚出土の土器を標式として名づけられ、篋描へろがきの渦文に磨消縄文をくわえた精製品と、刷毛目のある粗製品とがあつて、器形は頸部のくびれた鉄鉢形である。南九州では市来式土器の下層のものに小量伴出し、後期中葉の時期に属すると思われる。



縄文後期鐘ガ崎式土器=春日町出土

広い傾斜面をして、口縁部は山形波状をなすのが普通の形である。文様は口縁部と肩、胴部に数条の平行沈線を描き、その間に磨消縄文を施して、口縁部山形隆起の頂点下の中央及び肩胴部の平行線間に三日月形文様を対向させている。

西平式土器は、草野貝塚では市来式土器の包含層の上層部からわずかに出土しているが、若宮遺跡では西



縄文後期西平式土器=春日町出土

(14)
西平式 熊本県八代郡竜北村西平貝塚出土の土器を標式として名づけられ、黒褐色または黄褐色を呈する精製研磨された深鉢形土器を主とする小形上げ底で、胴部は球形をなし、頸部はしまり、口縁部は外反し、さらに内側へ「く」の字状に屈曲して、上面は

草野式

平式が主として出土し、文様を失ったものの、器形の簡単化したものを多く含み、わずかに市来式を伴出している。このような点から西平式としては多少時期の下るものと思われる。

(15) 草野式 鹿児島市草野貝塚上層出土の土器を標式として名づけられ、褐色または赭褐色の鉢形、甕形、と



縄文後期草野式土器＝草野貝塚出土

きには壺形の平底土器であり、口縁部は平坦で、四個の把手様の突起をもつものがある。文様は市来式の文様と同様で、爪形文、凹線文に貝殻圧痕などを併用したもの、あるいは貝殻圧痕文だけのものもある。同形の素文土器も多くみられ、市来式に続く後期後半のものである。

(16) 御領式 この型式の完形土器は若宮遺跡から出土し、熊本県下益

城郡城南町御領貝塚出土の土器を標式として名づけられたものである。黒褐色の精製研磨土器と粗製土器があるが、粗製土器も簡磨き

され、一般の粗製土器とは様相を異にしている。器形は、浅鉢形・深鉢形の二種類があり、浅鉢形をA・B

・C・Dの四形式に、深鉢形をE・F・G・Hの四形式に分類した坪井清足説 浅鉢形土器は精製土器であり、深

鉢形は粗製土器であり、共に口縁部の断面が「く」の字形をなして折れ、低い山形口縁をなしている。胴部は稜線をなして張り、小さな上げ底であるが、口縁帯には平行線文を描き凹点を施したものもあり、また口縁山形のないもの、口縁外帯の凹線を失ったものもある。

(注) 御領式は中、北九州に発生発展した土器の型式で、鐘方崎・西平・三万田・御領と発展してきたもので後

期終末期にあたる。なお前にあげたものの他に、壺形土器、注口土器もみられる。若宮遺跡出土の土器は深鉢形E類にあたるものである。



縄文後期御領式土器=若宮出土

移入された形跡がなく、一方御領式が南九州に移入された時期には、南九州のこれと並行する型式の有無は現在判明していない。

この時期の土器以外の遺物では、磨製石斧、石皿、凹石、石鏃、石匙、石錘などが出土しており、特殊なものとしては、十字形石斧、軽石加工品、石包丁に類似した石器などが出土している。

骨角器としては、骨製筭^{かんざし}、同垂飾、魚歯垂飾などが出土している。

晩期 晩期の遺跡は少なく、七社遺跡・光山遺跡があるが破片がわずかに出土しているだけである。

黒川式 日置郡吹上町永吉砂走黒川洞穴出土の土器を標式として名づけられ、精製土器と粗成土器の二種類がある。精製土器は良質の粘土で、焼成がよく、黒色または黒褐色、まれに黄褐色のものもみられ、器面は内外面ともよく研磨され、丹彩したのものもある。器形は浅鉢形で、底部は小さく、上げ底となり、胴部は

張り出して、するどい稜線りょうせんをなすものもあり、頸部けいぶはしまつて、「く」の字状に屈曲外反し、口縁上面はまるく、内外に沈線を施している。頸部にはリボン状のかざりをつけたもの、また、口縁部に突起をもつものなどもみられる。

粗製土器は、一般に大形であり、胎土の粒子があらく、内外面ともに、あらい貝殻条痕を施したものと、内面だけは研磨したものとがある。底部に特徴があり、外面ははり出しているが、内面は尖底土器の内側のように腹部内面から底部へなだらかに傾斜している。深鉢土器は肩部ではするどく屈曲して稜線をなし、頸部はしまり、口縁部は再び外反し、口縁上面は平坦で外側へ傾斜していて、頸部にリボン状の装飾をつけたものもある。蓆目むしろめなどの縄蓆文土器を伴出し、晩期中葉の時期である。

四 生活・信仰と環境

縄文時代の生活の場は、沖積低地をとり囲んで連なっている山地地帯である。最高五〇〇メートルからなだらかに下つて、三〇メートル位の崖端をなして海や、平地につぎるところまで、波浪状の平坦な台地は、良好な猟場であり、前面にひろがる海は、かつこうの漁場であった。当然の事ながら狩猟・漁労を生活の手段とした縄文時代の生活が、このような場所で営まれたことはうなずかれる。

こまかくみると、吉野台地や、谷山の台地が海にのぞむ崖端、さらに台地を下つて、平地のなかに突き出した上町かんまちの微高地など、地形の変換線に立地したものと、金峯山地を刻む谷の谷頭の傾斜面など、稜線付近に立地したものにわけられる。

水が得られて、海と山の両方の猟場に近く、交通の便があるということが条件となつたものであろう。

縄文時代の
生活

現在のところ、早期の遺跡は痕跡をとどめる程度にしか残っていない。

前期になると、前平遺跡、南洲神社遺跡、さらに春日町遺跡と住居地域が接近して一つの圏をつくって、他にも、金峯山地の稜線地帯に点々と前期遺跡の痕跡がみられる。

中期には痕跡のみで居住地域としては明瞭^{りょう}ではない。

後期になると居住地域が広がり、吉野台地周辺、田上川谷頭、谷山台地周辺と、かなり遺跡地の数もふえ遺物の量も増加し、石郷遺跡、若宮遺跡、春日町遺跡には住居^し址も発見され、この地域での縄文文化の最盛期となっている。

晩期となると、どういうわけか、ほとんど遺跡地をとどめていない。この傾向は県下全体の傾向でもあって、晩期の遺跡地は県下でも二〜三を数えるにすぎない。

この地域の食糧の特徴とみられることが一つある。それは「いのしし」や「しか」などを主とする動物、あるいは鳥類、魚類を捕食し、あるいは「しい」の実など植物を採集していることは一般の縄文時代とかわりがないが、貝類を食糧とすることが、他に比べて非常に少なかったことである。この地域であげた遺跡の中で、はっきりとした貝塚は草野貝塚だけである。

この地域に貝がいなかったわけではないと思われるが、春日町遺跡、若宮遺跡、大竜小学校遺跡、南洲神社遺跡など貝の採取には好条件をそなえていたと思われるところでも貝塚を形成していない。これは貝にたよらなくてもよい程、他に豊富に食糧があったからか、あるいは貝を食べない習慣があったのかよくわからない。

信仰については特殊の遺構はない。出土品のなかに軽石製の環状の遺物があり、一般に浮子^{うき}として記述されているがなお疑問である。市来貝塚では人骨の腰部に出土した例があつて、身体に佩^おびたものと思われ、装飾品としてではなく、呪術^{じゆじゆつてき}的な意味をもつていたのではないかと思われる。

十字形石器についても、垂水の境遺跡では後期の層から軽石製の十字形の石製品が出土しているが、実用の利器とは思われない。同様に大童小学校遺跡から出土した安山岩性の十字形石器も使用痕がみられないからこれも呪術的な用途があつたのかもしれない。

五 周辺地域との関連性

早期前期時代には、比較的狭い地域に行なわれた局地文化がみられる。中には押型文文化もみられるが、片鱗^{りん}をとどめるにすぎず、石坂式、前平式というように、薩摩半島と大隅半島の一部に分布する地域的な局地文化といえよう。

中期を経て後期となると、指宿式、市来式が盛行するが、指宿式は県の北部を除いた全域と、宮崎県の一部にまでひろがり、広域な文化といえよう。

さらに市来式となると、北は長崎県より熊本県西岸、南は種子島、屋久島に及び、移出文化として奄美大島の宇宿貝塚に及ぶ広範囲の文化となり、交通交易の範囲もいちじるしく広がっている。

半面この時期には北・中九州の文化も交易を通じて移入され、活動的で、積極的に他文化圏と交流を行なつた時期である。

II 弥生文化

一 概 観

弥生文化

本県では弥生文化の伝播は、北九州に弥生文化が発生して間もなく、第一波として波及してきている。吹上町の高橋貝塚がそれである。しかし鹿児島市域では、前期はじめの遺跡はみられず、わずかに前期後半の遺物が高見波之平遺跡及び玉里遺跡にみられるのがもつとも古いものである。

弥生文化が定着したのは中期後半以降で、一ノ宮住居址が山麓の沖積平地に形成されているのがそれである。この時期には遺跡数も少なく、この時期までは市街地周辺の台地帯にはまだ遺跡はみられない。

後期になると遺跡数も増加し、平地から山地へと広がり、水田耕作以外に畑作も加わったものと思われる。弥生文化の流入の経路は沿岸つたいの海上交通路によったものとみられる。前記の西岸に面する高橋貝塚の外に、川内地域、鹿児島湾沿岸の鹿屋市浜田地域、大根占町山ノ口遺跡などに前期の遺跡がみられるが、この文化が発展し、盛行したのは地形的条件にすぐれている志布志湾沿岸の平野地帯、及び川内川下流域の川内平野である。

鹿児島市域は弥生文化の発展にとっては、めぐまれた自然条件にはおかれていなかったようである。

二 遺 跡

石郷遺跡

1 石郷遺跡〔吉野石郷〕地形図「鹿児島」

吉野台地の縁辺部にあり、縄文遺跡の西側に隣接して弥生後期の遺物が散在している。

雀方宮遺跡

2 雀方宮遺跡（吉野町雀方宮島津興業敷き地内）地形図「鹿兒島」

大竜遺跡

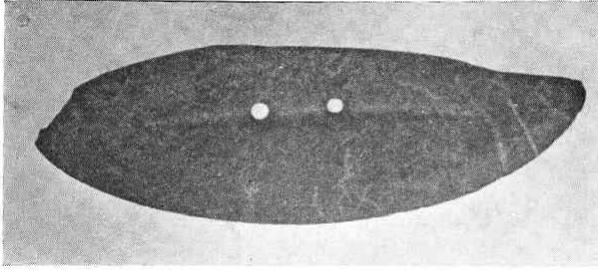
3 大竜遺跡（上竜尾町・大竜小学校付近）地形図「鹿兒島」
吉野台地縁辺部にあり、島津興業磯遊園地ロープウエー終点の花園、後期遺物散布地。

玉里遺跡

4 玉里遺跡（玉里町旧練兵場）地形図「鹿兒島」
上竜尾町の微高地に位置する大竜小学校付近である、後期遺物散布地。

一ノ宮住居址

昭和二十七年麻生孝行等が発見した。旧練兵場跡、玉里邸西側の地点で、溝の掘削の際に地表下六六センチの褐色土層から石包丁を発見し、掘りあげた土中から土器片約四〇個を得た。弥生時代前期後半のものである。
5 一ノ宮住居址⁽²¹⁾（郡元町一ノ宮神社境内）地形図「鹿兒島」
昭和二十五年発掘された。沖積低地よりわずかに高い微高地に形成された遺跡である。竪穴住居址が近接して四カ所発見され、うち二カ所は複合した、いずれも中期のもので、他に平地住居址と思われる遺構、軽石集積地などが発見された。



石包丁=玉里出土

遺物は上層と下層（住居址の層）の二つの包含層から出土し、上層からは後期（成川式）の遺物を、下層からは中期（一ノ宮式）の遺物を出土した。この他に、浮きあがった遺物として市来式土器片が数個、下層からの出土遺物として夜白式土器片二個も出土している。

県立医大住居址

中期の遺物には磨製石鏃、石包丁もみられた。住居址の一部は柵を設けて現在も保存されている。
6 県立医大住居址（鴨池町鹿兒島大学附属中学校敷き地）地形図「鹿兒島」

昭和二十六年、同三十八年の二回発掘された。第一回は円形竪穴住居址が発見され、第二回目は約二〇メートル東側に不正円形の竪穴住居址が発見された。共に後期の遺構である。三十八年に発掘された住居址は大学構内に保存されている。

唐湊遺跡

7 唐湊遺跡（田上町泊氏宅地）地形図「鹿兒島」
唐湊山麓傾斜地より耕作中に完全な後期の壺形土器が出土している。

甲突川川底遺跡

8 甲突川川底遺跡（永吉町、玉江橋～鶴尾橋間川底）地形図「鹿兒島」
甲突川の玉江橋より鶴尾橋間の河底の砂利採取によつて完全土器を含む多量の遺物が出土している。後期の遺物である。

笹貫遺跡

9 笹貫遺跡（宇宿町笹貫）地形図「鹿兒島」
昭和二十四年発掘。成川式及び須恵器包含層で、弥生後期の遺跡である。

高見遺跡

10 高見遺跡（福元高見波之平）地形図「鹿兒島」
後期の遺物の散布地であるが、前期後半の甕形土器が一片出土している。

堂園遺跡

11 堂園遺跡（上福元堂園）地形図「鹿兒島」
永田川流域の七村、柿木田、惣福の各集落は遺物包含地である。洪水で堤防が決壊したり、またかわら焼きのため粘土を採掘した際などに、完形の土器がしばしば発見されている、後期の遺跡である。

薬師堂遺跡

12 薬師堂遺跡（上福元薬師堂）地形図「鹿兒島」

沖積平地中の微高地の遺跡で、後期の包含地である。

不動寺遺跡

13 不動寺遺跡（上福元不動寺）地形図「鹿兒島」

永田川沖積低地の西端、山麓の遺物包含地で、山崎五十磨の報告があり、後期の遺物の出土で知られている。中に重孤文土器片の出土もある。その後の出土品に小形平底の壺形土器で胴部、頸部に一本の三角凸帯をめぐらしたもので、口縁部の外反した壺形土器がある。この土器は他の本遺跡出土の土器よりふるく、後期前半ごろのものであろう。

北麓遺跡

14 北麓遺跡（北麓平田病院敷き地）地形図「鹿兒島」

沖積平地中の微高地の遺物包含層で、昭和三十五年建築基礎工事によって遺物が出土した。その後も付近から土器が出土しており、昭和四十二年にも遺物の出土がみられた。この付近はかなり広い範囲にわたる後期の遺跡地である。

慈眼寺遺跡

15 慈眼寺遺跡（下福元慈眼寺入り口横の鉄道線路土堤下）地形図「鹿兒島」

沖積平野南西端の遺跡地。昭和三十二年水道工事の際に土器片、たたき石が出土した、後期の遺跡である。

和田玉林遺跡

16 和田玉林遺跡（和田玉林城址一帯の畑地）地形図「鹿兒島」

標高三〇〇メートルの台地で、後期遺物の散布地である。

坂ノ上東前遺跡

17 坂ノ上東前遺跡（下福元坂之上四四二〇）地形図「垂水」

坂ノ上台地の東端畑地の標高四〇メートルの地点で、昭和三十六年に耕作中、石斧三個と後期土器片を出

土した。現地調査によると竪穴住居址らしい。

18 その他の遺跡

以上にあげた他に土器片の散布地がみられ、いずれも後期のものである。

次に遺跡地の地名をあげよう。

笹蒲口遺跡（五カ別府笹蒲口）、三重野遺跡（五カ別府三重野）、塔ノ原遺跡（五カ別府塔ノ原）、皇徳寺遺跡（山田皇徳寺）、大河内遺跡（山田大河内）、御所カ原遺跡（福元見寄御所カ原）、菊地城址遺跡（上福元見寄菊地城址）、大窪遺跡（下福元大窪）、大脇原遺跡（下福元玉利大脇原）、水樽遺跡（下福元水樽）、光山遺跡（下福元坂ノ上光山）、影原遺跡（下福元影原）、芝野遺跡（下福元芝野）、古屋敷遺跡（下福元古屋敷）、芝元遺跡（下福元錫山芝元）、宇宿遺跡（下福元錫山宇宿）、地福山遺跡（下福元錫山地福山）、増水遺跡（下福元錫山増水）、牟田元遺跡（下福元錫山牟田元）、火の河原遺跡（下福元火ノ河原分教場隣地）、伍位野遺跡（下福元伍位野墓地横）、須々原遺跡（平川須々原開拓場）

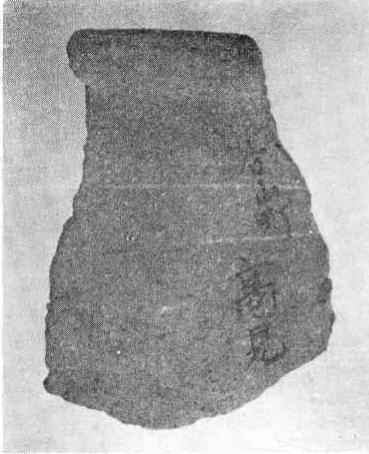
三 遺物

遺跡地は前にあげたように、後期に集中しているが、前期の遺跡と中期のわずかな遺跡とがある。前・中・後期にわけて述べよう。

前期 前期の遺跡としては、玉里遺跡と高見遺跡がある。前者は工事によって遺物が出土したもので、包含層と思われるが、高見の場合は一片だけ出土していて、遺跡としては後期ということである。玉里出土の土器についてみると、高橋Ⅱ式に該当する甕形土器であり、口縁上面は平坦で外方へ張り出し、頸部に一

一ノ宮式

第一章 原始時代



弥生前期土器=高見出土



弥生前期土器=玉里出土

条の凸帯を付けたもので、口縁外側と凸帯には刻目を施している。

底部は出土していないが、平底であろう。胎土は細かで雲母を混じている。

高見遺跡出土の土器片も甕形土器の破片であり、口縁上面は平坦で、外側へ張り出し、頸部に二本の細沈線をめぐらしたものである。底部を欠くが平底と推定され、共に前期後半に属するものと思われる。

伴出した遺物では玉里遺跡から石包丁が出土している。変成砂岩製で刃が湾曲し、背もわずかに湾曲したもので、二孔に沿って凹溝をうがち、長さ一二センチ、幅四センチ厚さ〇・八センチのものである。

中期 中期には一ノ宮遺跡下層出土の一ノ宮式と呼びならわした土器群があるが、これは一型式をなすものと思われるので、一ノ宮式と呼ぶことにする。一ノ宮式は⁽²⁸⁾一号住居址床面に密着した土器を標式としている。

胎土は砂粒を多く含み雲母を混じたものもあり、色調は

黒褐色で、壺形土器は頸部と胴部に絡繩凸帯を施しており、底部は平底と思われるもので、胴部はまるく、頸部はややしまっていて、口縁部へわずかにひらき、口縁上面は「T」字状に内外に張り出し、やや外側へ

傾斜している。

甕形土器は胴部のふくらみのあるものと、直ちに底部へ移行するものがあり、底部は充実した器台を有するものと思われる。

口縁部は「T」字状と「L」状とあり、口縁上面は平坦で内側へわずかに傾斜していて、頸部に一条または三条の絡繩凸帯をめぐらし、頸部と胴部には縦に刷毛目を施したものもある。

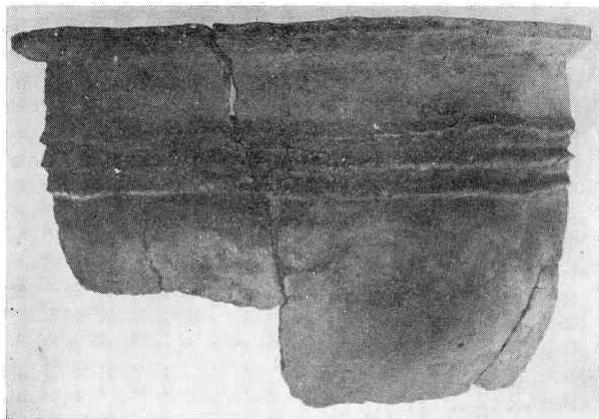
口縁が直口となつて、口縁直下の外側に断面三角形の凸帯一条をめぐらしたものもあり、中期後半に位置するものといえよう。

第二号住居址の土器

第二号住居址からは一ノ宮式と異なる型式の土器が出土しているが、一ノ宮Ⅱ式と仮称しておこう。

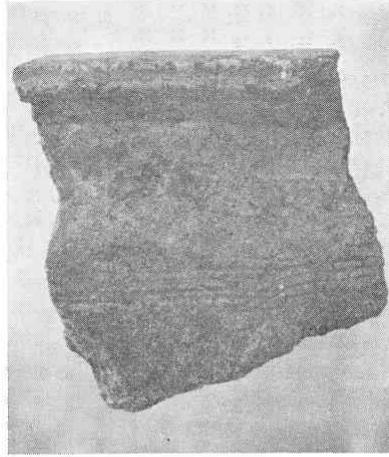
一ノ宮Ⅱ式

この土器は、甕形土器片が出土しているが胴部は張りが少なく、口縁部は「L」状に屈曲し、上面は水平か、あるいは外側へ傾斜しており、頸部には、五条からなる櫛描文をめぐらしている。口縁外側に凹線をめ

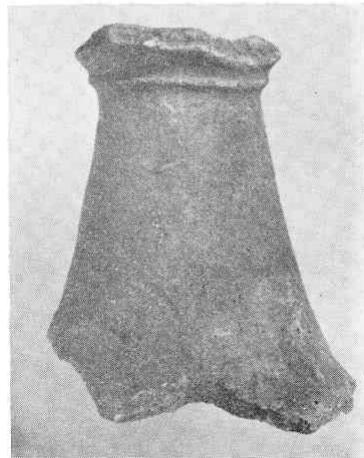


弥生中期一ノ宮式土器=一ノ宮出土

ぐらしており、底部は平底か、平底に近い台付きの底であろうと思われる、一ノ宮式よりふるいもので、中期中葉頃の時期といえよう。



弥生中期一ノ宮Ⅱ式土器=一ノ宮出土



弥生中期高杯形土器=永田川出土

第三号住居 址の土器

第三号住居址の土器

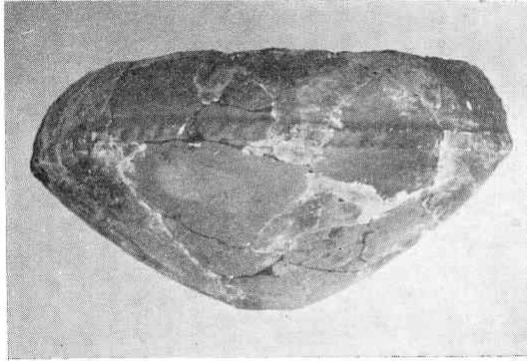
壺形土器の大片が出土され、胴部は偏球形で、比較的小さい頸部には三条の凹線をめぐらしている。口縁部を欠くが、外反した口縁部と思われる。底部は平底で胴部から頸部へかけて、楕描文を一センチ幅に横位にめぐらし、その間を縦に楕描文を施している。胴部から底部へかけては縦方向の楕描文を施していて、比較的質がよく、表面は紅褐色を呈し、内面は黒色であり、中期のものと思われる。

土抔出土の

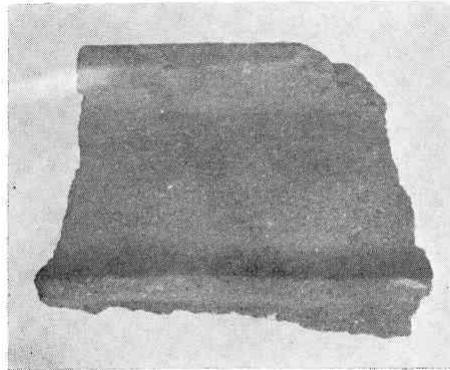
軽石集積地西側土抔出土の土器

この土器は、良質の粘土を用い、色調は赤黄色を呈し、研磨された精成土器である。器形はいちじるしい偏球形の胴部に、断面台形の突帯をつけ、斜行する刻目を施している。底部は小さく、頸部以上は欠失しているが、細長い頸口部を有する長頸壺形土器であろう。中期と推定されるが、一ノ宮式に含めるべきものと思われる。

不動寺遺跡出土の土器片



一ノ宮出土 弥生中期土器



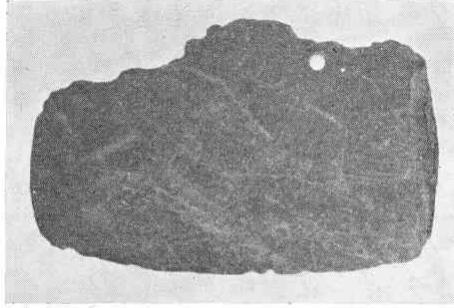
不動寺出土 弥生中期土器

不動寺遺跡出土の土器片

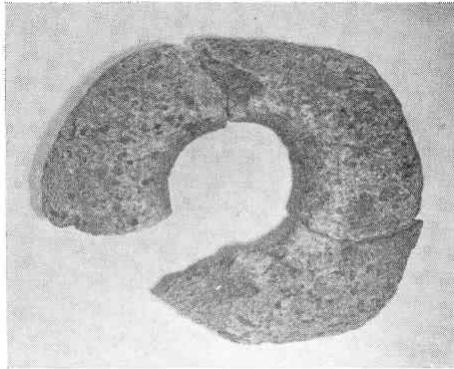
甕形土器片で、頸部に断面台形の凸帯を付け口縁部は外反している。底部は平底が、わずかに充実した器台を有する土器と思われる、中期前半に位置するものと思われる。

土器以外の遺物についてみると、一ノ宮遺跡から出土したもので、石包丁、ノミ形石器、磨製石鏃、軽石製石器などがある。石包丁は一号住居址出土の刃部・背部ともに湾曲した頁岩製石包丁と、軽石集石地付近出土の方形石包丁の二個、ノミ形石器は刃部を欠くもので一号住居址から出土、磨製石鏃は主として一号住

南九州第IV
様式



石包丁=一ノ宮出土



軽石製器台=一ノ宮出土

居址より出土、軽石製器台は一号住居址床面炉付近より出土、長径二八センチ、短径二二・八センチ、厚さ八センチ、中央の孔の長径一〇・一センチ、短径九・五センチの楕円形のものであり、その他軽石加工品数点が出土している。

後期 ほとんどの遺跡が後期の遺物を出土している。不動寺遺跡出土の壺形土器は、弥生式土器集成の南九州第IV様式に属するものである。球形の器体に外びらきの短い頸部を付けた壺で、底部は小さく不安定であり、頸部と胴部に断面三角形の凸帯をめぐらして、口径一

成川式土器
南九州第V
様式

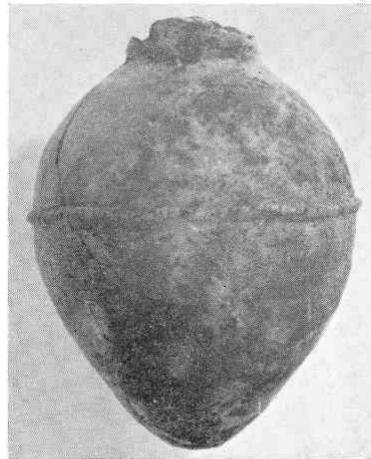
五センチ、腹径二二センチ、高さ二七センチで、後期前半に位置するものと思われる。

成川式土器 (30) 成川遺跡出土の土器を標式として呼称されていて、弥生式土器集成の南九州第V様式にあたる。絡縄凸帯や幅の広い凸帯をめぐらし、これに平行斜線文、竹管文、斜格文などをほどこす手法が盛行するのが特徴である。胎土は良質ではなく、製作も粗末なものがあり、一方良質な粘土を使用し、赤色顔料を塗布する手法が、小型の壺や高杯にさかんに用いられている。器面の仕上げには刷毛目、篋磨き、叩き目など

が使用され、焼きあがり茶褐色・灰褐色・黄褐色を呈するものが多くみられる。壺形土器には特に大型のものが目につき、一般に土器の製作量が増大していて、器形は各種の壺の他に、鉢、高杯、甕がみられる。



弥生後期土器=不動寺出土



弥生後期土器=玉里出土

壺形土器 A

(32) 壺形土器 A 北麓平田病院出土の壺形土器で、やや胴のはった倒卵形の器体に、外びらきの短い頸部がつ

き、小さな平底か、丸底に近いとがり底に終わる壺であり、腹部に絡繩凸帯を一条めぐらしている。

壺形土器 C

(34) 壺形土器 C 笹貫遺跡出土の壺形土器、倒卵形の器体に外びらきの短い頸部をつけ、小型の平底か、丸底

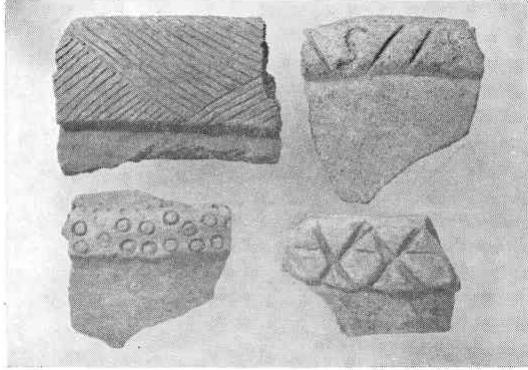
に終わる器形は、Aと同じであるが、頸下部や、腹部の凸帯の幅がいちじるしく広くなり、その上面に平行斜線文・竹管文・斜格文などを、単独に、あるいは組みあわせてほどこしている。ただし頸下部の凸帯は断面三角形の簡単なものを使用する例も多くみられ、厚手のものが多く、焼きあがり茶褐色ないし茶褐色を呈している。

小形壺形土器A

(36) この形式は、Aより新しい時期に属するようである。

をつけ、平底に終わる土器である。腰の最大径をもつ部分が稜線をつくって曲折するものと、まるみをおびたものごとがあり、良質の粘土で砂をまじえず、ほとんどが丹塗研磨してあり、高杯と同様に特別の用途に供したものであろう。高さは九〜一八センチぐらいの小型のものが多くみられる。

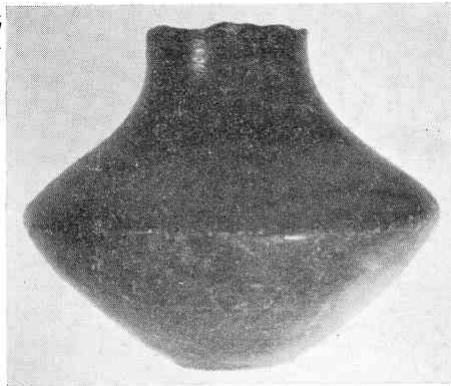
小形壺形土器B



弥生後期壺形土器凸帯文様=笹貫出土

器で、胴部のはった器体に、外びらきの頸部をつけた壺で、平底に終わるものと、丸底のものごとがある。丸底のものには、短い頸部をつけたものと、器体が極度に小さくなり、これに円筒形の大きな頸部をつけたものとがあり、胎土に砂粒をまじえたものが多くみられる。

(37) 小型壺形土器B



弥生後期土器=県立医大隣地出土

上福元総福遺跡出土の土器・不動寺出土の土器

(38)

鉢形土器

(39) 鉢形土器 笹貫出土、簡単な形の鉢で、平底のもの、とがり底のもの、とがり底のものがあり、平面形か長方形のものもみられる。高さは八センチ前後である。

高杯形土器

高杯形土器 笹貫遺跡出土の高杯形土器で、椀状の杯部に下部のひらいた脚部をつけたもので、脚部は柱状をなして下部で強く

ひらいていて、砂

をまじえない良質

の粘土を用い、丹

塗研磨したものが

多くみられる。

(41) 甕形土器 A 笹

貫遺跡出土の甕形

土器で、直口で胴

甕形土器 A



弥生後期土器=総福出土



弥生後期土器=永田川出土

甕形土器 B

(43) 甕形土器 B 薬師堂遺跡・永田川・唐湊出土の甕形土器で、胴部がはり、口縁部は「く」の字形に曲折し

て外反し、中空の脚台つきの甕である。器面は刷毛目で仕上げ、篋けずりのあとを残したのもみられ、胎

土は砂をまじえ、焼きあがりは褐色である。

土器以外の遺物としては卑立医大遺跡から一孔をあけた軽石製の長方形の板、笹貫遺跡からは石錘が出土

一ノ宮住居址

最も古い時期のものとしては、玉里遺跡があり、前期後半の包含層と推定される。未発掘のためその規模は判明しないが、前期文化がこの沖積平野に移入されたことはたしかである。

中期になると、一ノ宮住居址があり、少なくとも二型式位の期間の住居地域である。次に一ノ宮住居址について述べよう。この住居址群は沖積平野の中の微高地に立地していて、ほぼ南北に四個の竪穴住居址が並列して発見された。最南端の二つの住居址は複合したもので、角丸方形の一号住居址にやや小形の角丸方形の四号住居址が切り込んだものである。

一号住居址は、二重の周壁に囲まれ、内壁は高さ二五センチ、外壁は二〇センチである。竪穴の内径は六メートル、外径は八・五メートル、中央に舟形の長さ一・三メートル、幅一メートル、深さ〇・四メートルの炉址があり、炉の周辺床面に四個の柱穴が発見された。竪穴の北壁は幅一メートル、奥行き〇・七メートルのほり出し部が構築されている。



弥生後期土器=県立医大出土

しているだけで、ほとんどないといつてよいほどである。

四 生活・信仰と環境

この地域への弥生式文化の移入は、遺跡の状況から考えると、さほど早い時期ではない。一ノ宮遺跡には夜白式土器片も発見されているが、後続する遺物がみられず、この地域の遺跡としては古い遺跡の一つではあるが、中期以前にはさかのぼらない。

また竪穴の西北部には幅二メートル、奥行き〇・五メートルの段が、内壁より外方へつくりだされ、柱穴は前記の外に、外壁に沿って約二メートル間隔に九個設けられている。炉の周辺には、床面から甕形土器、壺形土器及び軽石製器台などが出土している。

四号住居址



一 号 住 居 址

一号住居址と複合した四号住居址は、一号住居址の南端の一角を切り込んでつくり、竪穴の長径は四・五メートル、短径は四メートルの角丸方形の住居址である。

床面の南側にかたよって、長径一メートル、短径五〇センチ、深さ一五センチの炉址が設けられ、炉底の一部は花崗岩が敷かれている。特殊な遺構では、住居址南側壁から外側へ幅一・五メートル、奥行き六〇センチの段がつくり出され、柱穴は床面中央に四〇センチ間隔で二カ所、周壁に沿って

対蹠点に一個ずつ設けられており、遺物は南側竪穴外部に打製石斧一個が出土した。

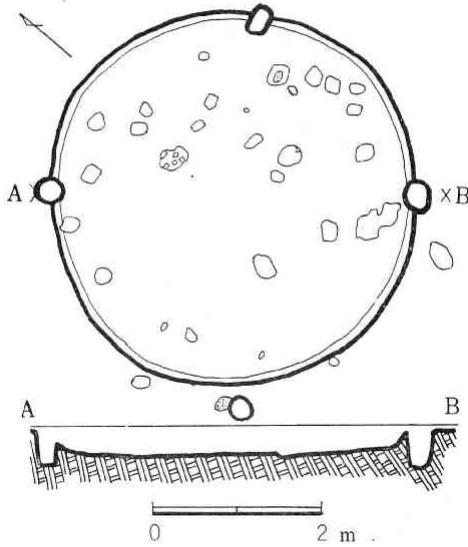
二号住居址

複合住居址北隣の二号住居址は、一号住居址との間隔が二メートルで、樹木と境壁のために半ばの発掘に終わったが、角丸方形で、発掘部分の径は三・八メートルの竪穴で、深さは三五センチである。西側周壁に接

して柱穴一個が発見され、住居址東壁から内側へ奥行き五〇センチの段が設けられている。床面中央には軽石が径八〇センチと五〇センチの範囲にほぼ方形に集積され、その上に土器片が一群出土した。一ノ宮Ⅱ式と仮称したものである。

三号住居址

弥生後期住居址
県立医大



北西端の三号住居址は、二号住居址との間隔が二・五メートルで、隣地との境壁のため完掘できず、発見部分の径は三・八メートルの角丸方形の竪穴住居址である。周壁の高さ三五センチ、床面は高低二段になり、低い方は軽石が敷かれており、柱穴は周壁に沿って二個床面に一個検出された遺物は少ないが、特色のある壺形土器の破片が一個出土しており、夜臼式土器片二個もこの辺に出土している。

この他に平地住居と思われるもの二カ所が推定された。

後期になると、遺跡地は沖積低地から周辺台地へと広がって、その数もいちじるしく増加し

ている。

県立医大住

後期の住居址としては県立医大住居址がある。これは現在鹿児島大学附属中学校敷き地内にあたり、最近の

発掘によってさらに一個の竪穴住居址が発見された。

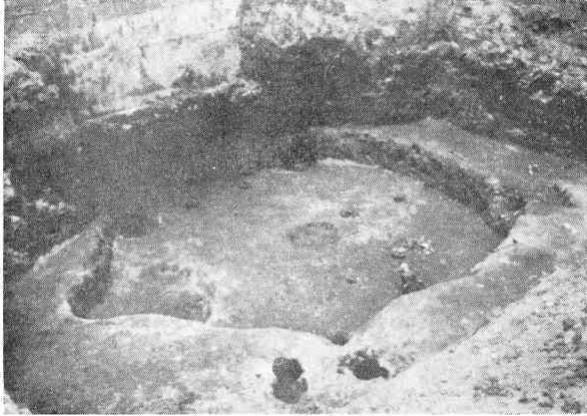
昭和二十六年に発掘された竪穴住居址は、当時の県立医大構内で、講堂東南の角付近である。円形竪穴で

径四・四二メートル、竪穴の深さは三〇センチ、基盤の砂層に掘り込まれていて、床面はかたく、炉址はない。

柱穴は周壁に沿って三個、周壁のわずかに外側に一個あり、他に小穴が

床面内外に合わせて二〇数個検出された。床面の出土遺物は土器の小片だけ少量出土したにすぎない。

昭和三十八年の附属中学敷きの



弥生後期住居址=鹿大附中構内



弥生後期鉢形土器出土状況=鹿大附中構内

地内発掘では、前記竪穴の約二〇メートル東南方向に角丸方形の竪穴住居址が発見された。長径四・四メートル、短径四メートル、深さ四〇センチへ床面中央に炉があり、径は五八センチと五三センチの不正円形で

深さ一〇センチのものである。壁に沿って四隅^{すみ}に一個ずつ四個の柱穴があり、北角の柱穴は軽石でかためられている。特殊な遺構としては、東南隅の床面が壁にそって、幅一・三メートル、奥行き一・一メートルの範圍に一段深く掘りこまれ、あたかも入り口のような觀を呈しているのである。

ここにあげた二つの住居址は同一時期のもので、未発掘の地域にまだ埋存されているものと思われ、後期の集落地であったと推定される。

信仰関係では、一ノ宮住居址の西南端に軽石礫の集積地がある。径二・五メートルと一・五メートルの範圍に、五〇センチの高さに積まれ、軽石の底部は住居址の掘り込まれている基盤の砂層に達しており、軽石にまじって土器が少量検出された。

集積の東側と西側には土抔が設けられており、西側の土抔は径二・五メートルと一・五メートルの楕円形をなし、北西端より、南東端へ次第に深さを増し、最深部は約一メートルに達している。土抔と軽石礫集積地の接触面は軽石によつてたたまれており、土抔底部は軽石を並べて四室に区画し、南東端の室に研磨された長頸の壺形土器があり、北西端の一室は焚火^{たき}の跡が認められた。この部分から土製の玉が出土している。

東側の土抔は、軽石集積の軸と直角方向に長軸を向ける楕円形で、その半ばは未発掘で、深部は深さ一メートルあり、この部分から甕形土器片が出土している。

これらの遺構は住居址と同時期のもので、土抔の構造からみて、埋葬址ともみえず、またこの時期には墓域は集落から分離しているのが普通であるから、おそらく宗教的な意義を有する遺構であろう。

五 周辺地域との関連性

城ノ越IV式
土器

ここでは前期の遺物は出土量が少ないが、一般に北九州の影響をつよく受けている。

中期になると、北九州の城ノ越IV式土器(45)（須玖式土器）の影響を受けて、口縁部の発達した一ノ宮式などがあらわれるが、これは絡繩凸帯をつけるという地域的特色を強くあらわし、局地的な現象を呈している。

一面において脚部の充実した器台を有する点は、南九州一般に広く行なわれている現象である。

他域のように器台土器がみられず、一ノ宮の一号住居址にみられる軽石製器台があらわれることなど、地域文化の特殊性を示す一面である。

一ノ宮II式

一ノ宮の二号住居址から出土した一ノ宮II式と仮称した土器は、頸部などに櫛描文をめぐらしたもので、東九州的な文化の影響といえよう。中期のこの地域の文化は、北九州、東九州などの他地域の文化の影響を受けながら、地域の特殊性をも生みだしてきた時期といえよう。

後期となると、生産の増加とともに、すべての面に独特の文化の特色をあらわし、地域的性格が明瞭にあらわれてきた時期である。絡繩状凸帯や、幅の広い凸帯をめぐらし、これに平行斜線文、竹管文、斜格文などをほどこす手法が盛行し、倒卵形の壺形土器、上げ底の器台をもつ甕形土器などその独特の様相である。

Ⅲ 古墳時代

一 概観

古墳文化は、地理的条件などもあって、南九州へは五世紀頃になって始めて波及してきた。封土をもった

高塚古墳

高塚古墳がみられるのは、大隅地方、とくに志布志湾沿岸の穀倉地帯であつて、その農耕生産がささえになつたことも一つの条件である。他の地域では高塚古墳はみられず、地方色のつよい地下式土抔や、地下式板石積石室の分布がみられる。

地下式土抔

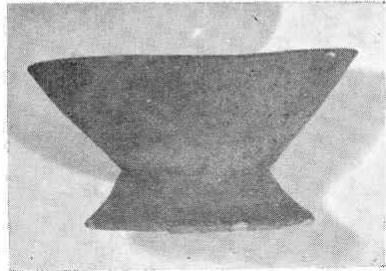
地表から垂直に堅掘りして、途中から横へ掘り広げて墓室をつくる地下式土抔は、宮崎県南部から、鹿児島県、とくに伊佐、曾於、肝付、始良の諸郡に分布し、鹿屋市祓川では副葬品として短甲が出土しており、

五世紀頃に始まつたものとみられる。

地下式板石積石室



土師器 = 草牟田町壘学校出土



土師器 = 草牟田町壘学校出土

地下式板石積石室は、石室を板石で葺く^ふような形に覆うもので、川内川流域から出水平野に分布し共に地形、交通などの諸条件と共に地域社会の特殊性からうまれた特殊の古墳文化である。

鹿児島市域にあつては、このよ

うな古墳文化を示す遺跡地は現在のところ発見されていない。ただこの時期の土器がわずかにみられるにすぎない。

二 遺 跡

第一章 原始時代

須恵器
土師器
甕形土器
火葬埋葬墓

古墳時代の土器としては、土師器と須恵器がある。須恵器は弥生後期の遺跡と重なっていることがしばしばみられ、笹貫遺跡などもその一例である。土師器は単独に出土する場合もあり、草牟田町豊学校敷き地がそれで、建築工事の際に甕形土器一個と杯形土器二個が出土している。甕形土器は丸底で胴が張り、口縁部が外反していて、頸部には沈線が一本めぐらされている。杯は底部から口縁部へ一直線にひろがっているもので、ロクロの跡が縮状に残っていて、一個は勾台のあるものである。この遺跡は火葬埋葬墓で八世紀頃の遺物と思われる。

右のような火葬墓はこの地域でもまだ発見の可能性はあるが、古墳、地下式土坑、地下式板石積石室のような遺構は発見されていないので、この地域ではこのような埋葬法が行なわれず、前時代的な在来の埋葬が行なわれていたのではないかと思われる。

縄文文化遺跡地名表

番号	遺跡名	所在地	地形	編年 (土器)	遺物	備考
1	大竜小学校 校庭	鹿児島市池ノ上町	台地	後期	土器片	
2	石郷	鹿児島市吉野町石郷	台地	中期 後期	阿高式・指宿式・市来式・ 御領式・鐘ヶ崎式土器	一部破壊
3	七社	鹿児島市吉野町七社	台地	晚期	黒川式土器	建築工事中出土

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
塔之原	須々原	辺田	光山貝塚	草野貝塚	木カ暮	南洲神社	若宮神社	春日町	丸岡	前平
五カ別府塔ノ原	平川 須々原開拓地	中町辺田 中山小裏	福元坂ノ上光山	下福元草野賀呂	鹿兒島市田上町木カ暮	鹿兒島市上竜尾町南洲神社	鹿兒島市池ノ上町若宮神社	鹿兒島市春日町五番地	鹿兒島市坂元たんと丸岡	鹿兒島市吉野町雀カ宮前平
台地	山地	台地	台地	台地	台地	台地	微高地	微高地	小丘	(小丘)台地
早期	後期		後期	後期	後期	前期	後期	前期 中期 後期	後期 前期	前期
押型文土器片	条痕土器片・石斧・石器	石皿・磨製石斧	市来式西平式石斧	指宿式・市来式・草野式 土器・骨角・貝・獸骨・ 石斧・軽石・石製品	指宿式・市来式土器・ 石皿・石斧	前平式土器・ 石匙・石鏃	西平式・市来式土器・ 御領式土器	春日式・阿高式・指宿式・ 西平式・鐘カ崎式・市来 式土器・有孔軽石円盤	石坂式・指宿式土器・ 石皿	前平式土器
		大正十四年発掘され たもの		県考古学会紀要第一号 草野貝塚発掘報告 谷山市社会科学資料 日本考古学年報四	昭和二十七年発掘 県考古学会紀要	昭和三十一年発掘	昭和二十六年発掘(六 月八月。二回発掘) 住居址、鹿兒島のお いたち	昭和二十七年(二十八 年)発掘住居址、鹿兒島 のおいたちその他		

弥生文化遺跡地名表

番号	遺跡名	所在地	地形	(編年) (土器)	遺物	備考
1	一ノ宮	鹿児島市郡元町 一ノ宮神社境内	微高地	中期	弥生式土器・竪穴住居址 四カ所・石斧・石鏃・石 包丁・軽石集積地一カ所	住居址 昭和二十五年七月発掘
2	笹貫	鹿児島市宇宿町笹貫	山麓	後期	弥生式土器	鹿児島のおいたち その他
3	県立医大	鹿児島市鳴池町 鹿大附属中学校	平地	後期	弥生式土器	鹿児島のおいたち その他、住居址、昭和 二十六年三月発掘
4	石郷	鹿児島市吉野町石郷	台地	後期	弥生式土器	
5	玉里	鹿児島市玉里町 旧練兵場跡	平地	中期	弥生式土器・石包丁	下水工事中出土
6	大竜	鹿児島市池ノ上町 大竜小学校	台地	後期	弥生式土器	

15	上ノ原	山田上ノ原農場	台地	前期?	吉田式? 石斧	
16	平川海ノ上	平川海ノ上	台地	後期	指宿式・市来式土器片・ 石斧	
17	三重野	五カ別府三重野	(台地) (段丘)	後期	指宿式土器・打製石器	

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
笹貫	上ノ原	坂下	谷	机 <small>ふた</small> 下 <small>もと</small>	大河内	皇徳寺	塔ノ原	三重野	荏浦口	炭床	雀ヶ宮
上福元笹貫湯貫迫	山田上ノ原農場	山田坂下	山田谷	山田机下（製材所裏）	山田大河内	山田皇徳寺	五カ別府塔ノ原	五カ別府三重野	五カ別府荏浦口	五カ別府炭床	鹿兒島市吉野町雀ヶ宮 島津興業
台地	台地	台地	台地	前 台 端 地	地 扇 形 状	前 台 端 地	台 地	台 地	台 地	台 地	台 地
後期					後期	後期	後期	後期	後期		後期
壺形土器・鉢形土器・ 高杯・石錘	弥生式土器片 磨製石斧	弥生式土器底部	磨製石斧	磨製石斧	弥生式土器片・ 磨製石斧	弥生式土器片・ 磨製石斧	磨製石斧・ 弥生式土器片	成川式・甕形土器底部 磨製石斧	壺形土器底部（丸底）	磨製石斧	弥生式土器
西日本史学三号 鹿兒島考古学紀要二号 昭和二十四年発掘						昭和二十七年発掘					工事の際出土

30	水 <small>みづ</small> 樽 <small>たい</small>	坂ノ上	慈眼寺	大脇原	大窪	不動寺東	不動寺	薬師堂	菊地城址	御所方原	堂園	波之平
	下福元水樽	下福元坂ノ上	下福元慈眼寺	下福元玉利大脇原	下福元大窪	下福元(農事試験場西)	下福元不動寺	上福元薬師堂	上福元見寄菊地城址	上福元見寄御所方原	上福元堂園	福元高見波之平
	台地	台地	台地	台地	台地	沖積地	前 台 端地	沖積地	台地	台地	沖積地	前 台 端地
	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期
	弥生式土器・磨製石斧	弥生式土器・磨製石斧	浅鉢形土器・磨製石斧	弥生式土器・磨製石斧・鉄滓	壺形土器底部(丸底)	壺形土器	壺形土器・高杯・花瓶形土器(埴か)・重弧文土器	甕形土器片・鉢型土器片・壺形土器・高杯・軽石製品	弥生式土器片	弥生式土器片	壺形土器	弥生式土器片・磨製石斧
		具史蹟名勝 天然記念物調査報告 書Ⅰ		具史蹟名勝 天然記念物調査報告 書Ⅱ	具史蹟名勝 天然記念物調査報告 書Ⅱ		考古学雑誌十の1	住居址? 具考古学会紀要二号 (一九五二年)	具史蹟名勝 天然記念物調査報告 書Ⅱ			

42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
火ノ河原	牟田元	増 <small>ぞう</small> 水 <small>すい</small>	地福山	宇宿	芝元	古屋敷	芝野	影原	光山	清泉寺	坂ノ上東前
下福元火ノ河原 (火ノ河原分教場隣)	下福元錫山牟田元	下福元錫山増水	下福元錫山地福山	下福元錫山宇宿	下福元錫山芝	下福元古屋敷	下福元芝野	下福元影原	下福元坂ノ上光山	下福元草野清泉寺	下福元坂ノ上東前 (谷山受信所裏四四〇二)
山麓	山地	山地	山地	山地	山地	台地	台地	台地	台地	台地	台地
後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期		後期
弥生式土器片・ 磨製石斧	弥生式土器片・ 磨製石斧	磨製石斧	磨製石斧	弥生式土器片	甕形土器(底部)	弥生式土器片	弥生式土器片・磨製石斧・ 打製石斧・石鏃	弥生式土器片・磨製石斧・ 打製石斧・石鏃	弥生式土器片・石斧	弥生式土器・ 五輪塔群寺院址	磨製石斧(大型)・土器 片・砥石
							県史蹟名勝天然記念 物調査報告書Ⅱ	県史蹟名勝天然記念 物調査報告書Ⅱ		崩壊	住居址

43	伍位野	下福元伍位野墓地横 (バス停留所前)	台地	後期	蓋形土器
44	須々原	平川須々原開拓場	山地	後期	弥生式土器片・石斧
45	北麓	北麓平田病院屋敷内	台地	後期	壺形土器・ 甕形土器・高杯
46	甲突川	玉江橋・鶴尾橋間 甲突川川底	河底	後期	壺・甕形土器多量出土
47	唐湊	田上町泊宅地	台地麓	後期	壺形土器出土
48	水樽	下福元水樽	台地麓	後期	土器片

[注]

- (1) 「鹿児島のおいたち」六六ページ 昭和三十年
(2) 「鹿児島のおいたち」六六ページ 昭和三十年
(3) 「鹿児島のおいたち」 昭和三十年
(4) 「谷山市誌」先史時代 昭和四十二年
(5) 「鹿児島県考古学会紀要」一号 昭和二十七年
考古学雑誌 四二巻二号 昭和三十二年
(6) 「石器時代」一号 昭和三十年
(7) 「鹿児島県考古学会紀要」四号 昭和三十年
(8) 「谷山市誌」 昭和四十二年
(9) 「鹿児島のおいたち」六〇ページ 昭和三十年
(10) 「鹿児島県下の縄文式土器分類及び出土遺跡表」 昭和十八年
(11) 「人類学先史学講座」一一巻 昭和十六年
(12) 「鹿児島県考古学会紀要」一号 草野貝塚発掘報告 昭和二十七年
(13) 「図解考古辞典」創元社 昭和三十四年 「鹿

児島県下の縄文式土器分類及び出土遺跡表 昭和十八年

(14) 「日本の考古学」II 河出書房 昭和四十年

(15) 「考古学雑誌」四二巻二号 南九州後期の縄文式

土器―市来式土器― 昭和三十二年

(16) 「城南町史」資料篇第一篇 昭和四十年

注、三万田式は熊本県菊池郡泗水町三万田東原遺跡から出土する土器を標式とする。児島県では発見例がない。

(17) 「考古学集刊」三巻二号 児島県高橋貝塚 昭和四十年

和四十年

(18) 「鹿屋市史」 昭和四十二年

(19) 「弥生式土器集成」2 弥生式土器集成刊行会

昭和三十六年

(20) 「児島県考古学会紀要」二号 有溝の石庖丁

麻生孝行 昭和二十七年

(21) 「考古学雑誌」三七巻四号 一ノ宮遺跡報告 昭和二十六年

和二十六年

(22) 「児島県考古学会紀要」二号 「児島県の弥

生式諸遺跡について」 昭和二十七年

(23) 「児島県考古学会紀要」二号 「児島県の

弥生式諸遺跡について」 昭和二十七年

(24) 「考古学雑誌」一〇巻一号 大正八年 「弥生

式土器遺跡と墳墓との関係」 山崎五十磨

(25) 「谷山市誌」 昭和四十二年

(26) 「谷山市誌」 昭和四十二年

(27) 「考古学集刊」三巻二号 「児島県高橋貝塚」 昭和四十年

(28) 「考古学雑誌」三七巻四号 昭和二十六年「一

ノ宮遺跡報告」

(29) 「弥生式土器集成」本編一 南九州地方

(30) 「山川町成川遺跡」 昭和三十三年 中央文化

財発掘

(31) 注29に同じ

(32) 注29に同じ

(33) 「谷山市誌」

(34) 注29に同じ

(35) 「児島県考古学会紀要」二号 四ページ第一

図 1

- (36) 注 29 に同じ
- (37) 注 29 に同じ
- (38) 「谷山市誌」 図版下列右端及び中
- (39) 注 29 に同じ
- (40) 「谷山市誌」 図版の土器及び実測図
- (41) 注 29 に同じ
- (42) 「鹿児島県考古学会紀要」二号 四ページ第一
図 2、4
- (43) 注 29 に同じ
- (44) 「考古学雑誌」三七卷四号 「一ノ宮遺跡報告」
昭和二十六年
- (45) 「日本農耕文化の生成」 本文篇 「福岡県城
ノ越遺跡」 杉原荘介 昭和三十六年

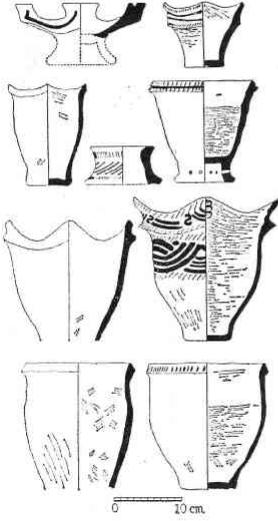
鹿児島市遺跡分布図



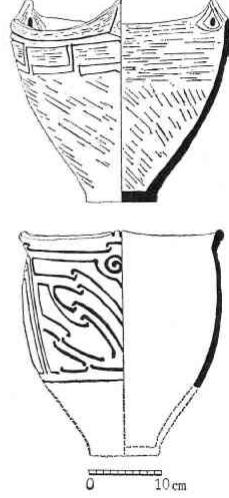
- 凡例
- 縄文遺跡
 - ▲ 弥生遺跡
 - I, II, III は縄文を意味する
 - I は縄文遺跡地名表の番号
 - II, III は弥生を意味する
 - I, II, III は弥生遺跡地名表の番号

鹿児島市

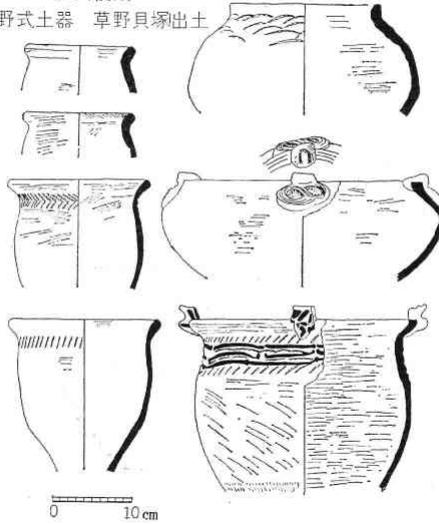
縄文後期市来式土器 草野貝塚出土



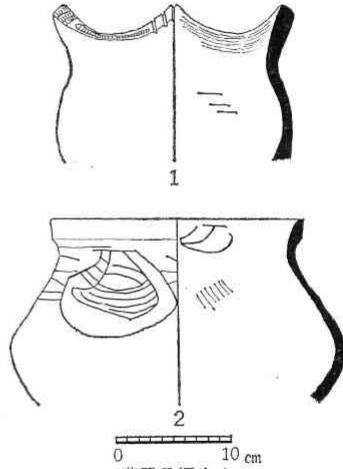
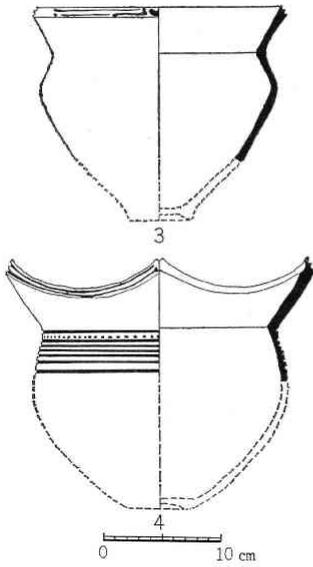
縄文後期
指宿式土器 春日町出土



縄文後期
草野式土器 草野貝塚出土

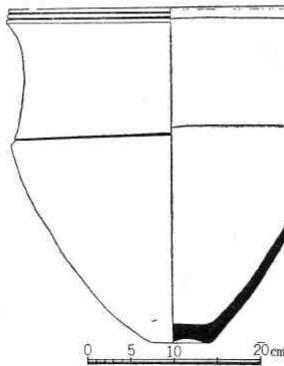


縄文後期 西平式 若宮出土



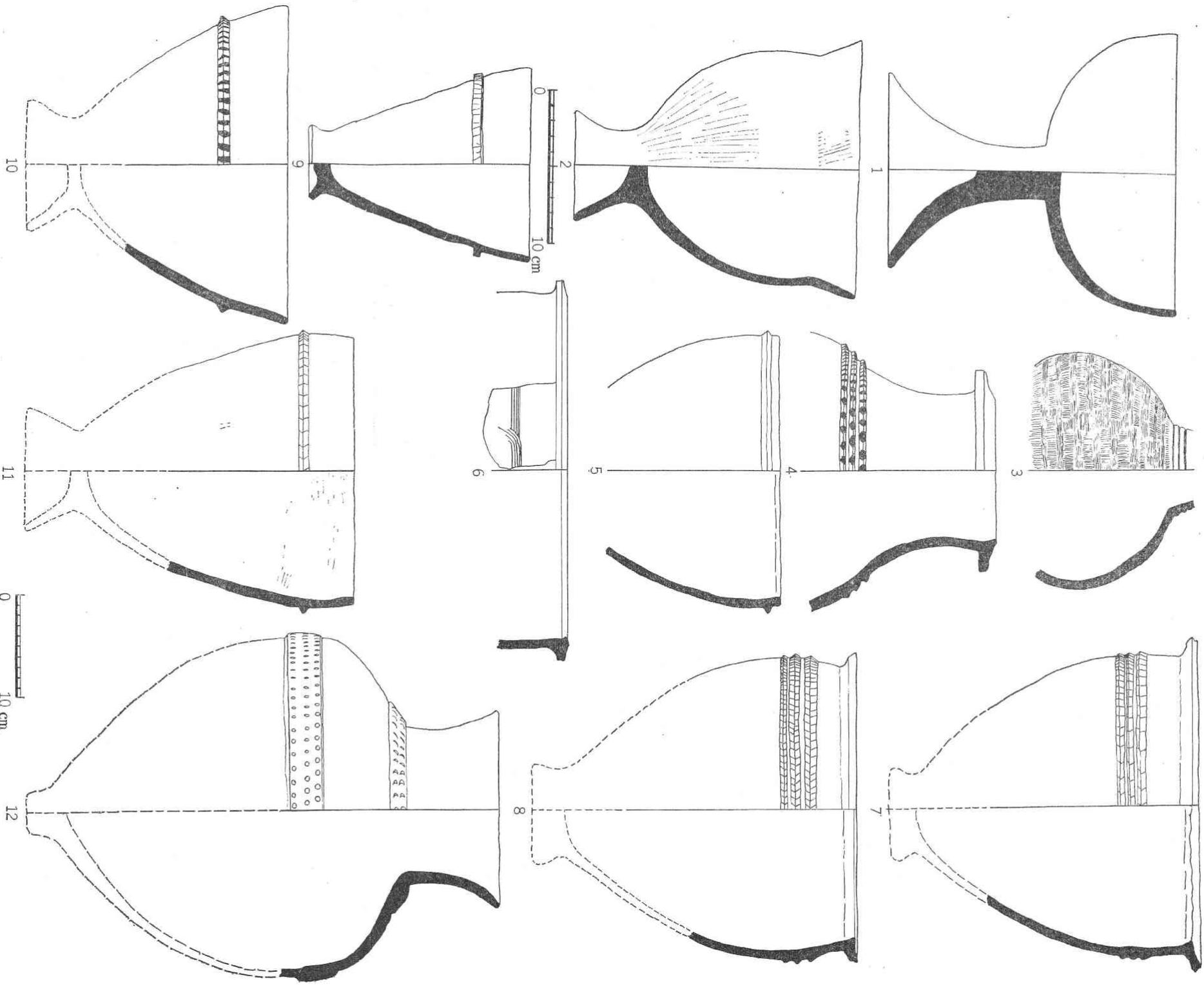
草野貝塚出土
縄文後期
1 は鐘が崎式の影響を受けた土器
2 は指宿式から市来式への移行形態の土器

御領式 縄文時代後期 若宮神社出土

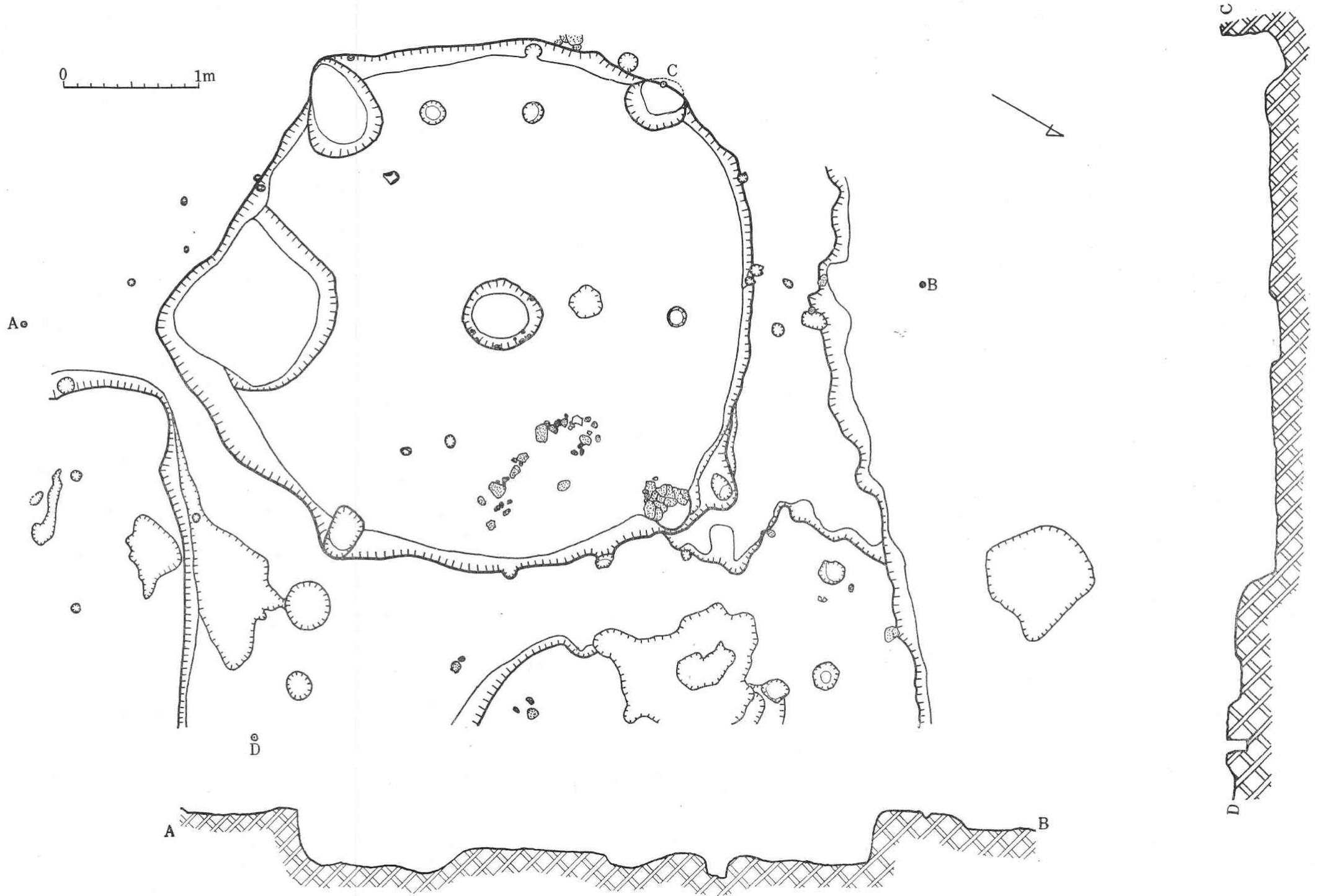


弥生式土器

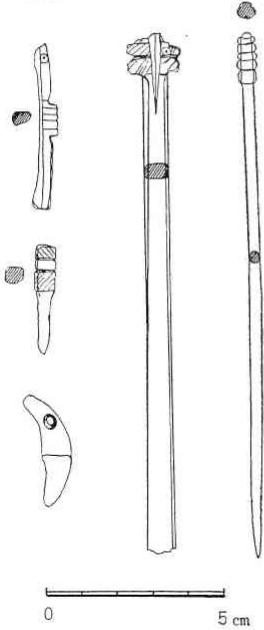
中期 3～8 (一ノ宮出土) 後期 1・10～12 (笹貫出土) 2 (永田川出土) 9 (県立医大出土)



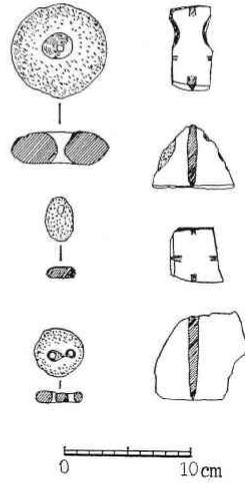
鹿大附属中構内住居址



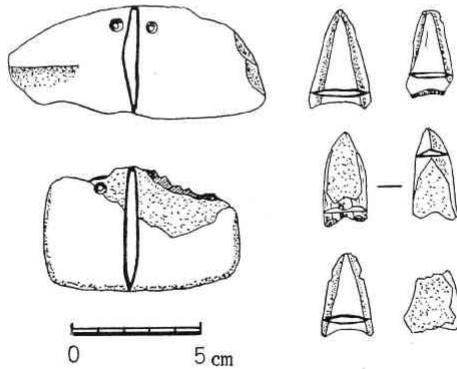
骨角器 草野貝塚出土



石器 草野貝塚出土



弥生石器 一ノ宮出土



第二章 古代の鹿児島

I 南九州の神話

古代史への弁明 古代史に関する限り、薩隅日三州全域についてみても、史料はまことに微々たるものである。古事記・日本書紀（以下記紀という）の神話伝承における熊襲・隼人に関する記事から、奈良・平安初期（七・八・九世紀）にかけての律令制の導入と進展の期間は、薩隅と南島に対する関心が深かっただけに、日本書紀・続日本紀や正倉院文書等にかなり豊富な史料を残している。律令制の衰退から撰閲時代にかけての平安中期（一〇・一一世紀）は史料の空白時代といつてよい。つぎの平安末期の院政時代、とくに十二世紀になると、中央の文献や現地の文書・系図等によつて、薩隅の情勢をかなり明らかに知ることができるともよい。薩隅の古代史の流れとその特色の大筋をつかむことによつて、古代の鹿児島のあゆみを推測するより方法はない。

はじめに南九州の神話を述べるのは、戦後の日本史研究から姿を消した日本神話の復活を意図するものではない。日本民族文化の系統や古代国家の形成については、中国・朝鮮の史書や記紀の記述による文献学的研究には限界があるので、考古学・神話学・比較言語学・文化人類学等から、その真相にせまろうとする努力がなされている。日本神話の構成上、南九州の神話は重要な要素となつているが、この地方の古代人であ

る熊襲や隼人がどのような系統の種族であったかを解く一つの手がかりとして、現段階における神話学の成果を紹介したい。

天孫降臨神話 南九州に関係の深い天孫降臨神話と日向神話について、岡正雄氏の説を継承・発展させた大林太良氏は次のように説明している。

「オオナムチからあしはらのなかつくに葦原中国を譲られた天神タカミムスビは、アマテラスの孫のニニギを、地上を統治させるために日向の高千穂のソホリの峰に天降らせた。

アルタイ系
遊牧民神話
と天孫降臨
神話
古代朝鮮の
開国神話
蒙古神話

この神話の本質的な部分はアルタイ系の遊牧文化と関係がある。天神が、その子や孫を地上の統治者として山上に天降らせるモチーフは、古代朝鮮諸国の開国神話や蒙古のゲセル・ボグドウ神話と関係し、そのほか、天浮橋、五伴緒いっどものおまことこおうすま、真床追衾、クシフルとかソホリのような降下地の名なども、みな、朝鮮半島から内陸アジアにかけてあとを辿るたどことのできるものばかりである。

東南アジア
稲作文化系
神話の混入

一方、この神話の中にも、アルタイ系遊牧民文化とは、ちがう系統の要素もわずかながら、混っており、アマテラスが、その子アメノオシホミミに、稲穂をあたえるモチーフは東南アジアの稲作文化にたつらなるものである⁽¹⁾」

また大林氏は

「このようなアルタイ系遊牧民文化神話要素は、恐らく皇室の祖先がもたらしたものであるが、日本に入るとき、果たして征服騎馬民族によってもたらされたかどうかは、まだはっきりしない⁽²⁾」

と述べて、天孫降臨神話が北方系であり、皇室の祖先がもたらしたことは認めても、大きな話題を投げか

けた江上波夫氏の騎馬民族征服説を全面的に支持しているわけではない。この神話の形成については、岡説を継承して、「タカミムスビを主神とする皇室の祖先と、先住のアマテラスを主神とする水稻耕作民の間の通婚、混合の過程を通じて、中国中・南部から東南アジア、ポリネシアの農耕民・漁労民文化的色彩の強かった日本神話が、アルタイ系遊牧民文化的要素をとり入れ、おり込んで行つたのである。また語部かたりべとしての海人の一部が皇室と近い関係にあつたために、こういう混合が促進されたことも考えられる」と述べている。⁽³⁾

日向神話 このように天孫降臨神話の本筋はアルタイ系遊牧民文化要素であるが、それからあとの日向神話はインドネシア系であるというのである。大林説によれば、

「天降つたニニギは、コノハナサクヤヒメを妻とし、イワナガヒメを妻としなかつたために人間は死ぬようになつた。バナナタイプといわれるこの死の起源神話は、元来東南アジアの古層栽培民文化に属してゐたと思われるが、日本へはインドネシア系の住民隼人もつて来たものであろう。

同様にインドネシア系の隼人もつて来たと思われのは日向神話の中の他の要素、たとえば、コノハナサクヤヒメが子を産むとき、産屋に火をつけるエピソードや、失われた釣り針をさがしに童宮うみさちに行く海幸うみさち・山幸やまさちの神話である」⁽⁴⁾

隼人が、恐らく南島語族の分派であるインドネシア語族に属するのではないかという多くの学説から、笠沙の御前みさきで出あつたコノハナサクヤヒメに関する神話は、九州南部の住民であつた隼人もつていた伝承であり、北進の過程においてバナナの代わりに花が登場した。さらにヒメの火中の子ホノスソリが隼人の祖先

インドネシア系神話と日向神話

隼人の伝承

縄文文化時代の日本語
南朝鮮語の
移入

原始日本語
の成立

とされていることから、この種の神話は恐らく隼人の伝承であろうとの見解をとっている。

このように神話学から日本神話のうち、南九州に関するものに、北方系と南方系神話の接触が認められているが、これを裏書きするように、大野晋氏は言語語の立ち場から次のような結論を下している。

「日本には縄文式時代に、ポリネシア語族のような音韻組織を持った南方系の言語が行なわれていた。弥生式文化の伝来とともに、アルタイ語的な文法体系と母音調和を持った朝鮮南部の言語が行なわれるようになり、それは北九州から、南へ、東へと広まり、第一次的には近畿地方までをその言語区域としたであろう。やがてそれは、弥生式文化の東方への拡大にもなつてアヅマの地域にも広まつて行き、九州・四国・本州に、奈良時代の言語に見られるものに似た、原始日本語が成立したのである。おそらく琉球の諸言語が日本語的な性格を持つに至ったのも、弥生式文化の伝播と同時であると見ることができらるだろう。

ただ朝鮮からの言語の伝来は、圧倒的多数の人間の渡来を伴つてはいなかったために、それまでの言語の文法体系を変えることはできただけでも、語彙ごいのいくつかは、変えずに残した。そこに、われわれが、南方系の人体語を見出す原因がある。従つて、もし、日本語の系統は何かと問われるならば、日本語はアルタイ語系に属するというべきである。しかし、それ以前に行なわれていた文化・言語の影響によつて、日本語の語彙には、アルタイ語との親近性が少ししか見出されない。また、アルタイ語の語彙との親近性が少ないことの原因の一つは、日本に広がつて来た言語が、南朝鮮を経て来たものであり、南朝鮮でアルタイ系ならぬ、南方的要素を多くふくんだ民族の単語を多く取り入れた言語であつたことにある。その結果、蒙古語・ツングース語などのアルタイ語の語彙との相違が、いつそう大きくなつたということも考えられる。日本語と朝

鮮語が同系であるとしても、その語彙の対応は、必ずしも北方的な要素についてだけでなく、南方的な起源を持つものがあることを見逃してはならないのである。……日本語が、今日のような文法体系を持つて話されるようになったのは、今から二三〇〇年ほど前からである。それは九州の北部から始まった。そして南へ東へとそれが広まってきた。あたかもそれは、機織・稲作・青銅器・鉄器という当時の最先端の文化が日本に広まり始めた時であった。日本語は、そうした文化とともに新しい日本を成立させて行ったものと考えられるのである」⁽⁵⁾

これまでの神話学と言語学の成果から言えることは、南九州には後に隼人とと言われる南方系の種族が先住し、日向神話・南方系の言語と習俗をもち、多分に南方系文化を保持しながら縄文文化の洗礼を受けていた。弥生文化の発生とともに、北九州を経て天孫降臨神話や南鮮語をもつ北方系文化と接触することになるのであるが、弥生文化の物質的移入は行なわれても、混血や言語の点からは、大きな影響を受けることなく、独自性を保持していたので、八世紀奈良時代になっても、畿内方面からは、特異の容貌・言語・習俗をもつ夷人雑類として見られたものと思われる。しかも南方系の種族が、弥生以前のある時期に南九州にたどりついたのは、一回きりでなく、長い間、南島を経て、微弱であっても南方系の新鮮な血液と文化が送り続けられていたことが、後世まで種族と文化の独自性を保持した原因ではなからうか。隼人の手になる歴史がない以上、いずれも仮説にすぎないのであって、南九州の古代人の実態を明らかにするのは、学界に残されたつぎの課題である。この南九州の古代人が記紀を編集した畿内人の目にどのように映ったのであろうか。

II 肥人と隼人の国

狗奴国と熊襲 南九州の古代人として最初に記紀に現われるのは熊襲であるが、熊襲は景行天皇と日本武尊の熊襲征伐説話以後は、記紀の上から姿を消して、仁徳天皇以後、もっぱらこの地方を代表するものは隼人である。これは記紀の編者が征伐以後は熊襲は滅亡したという構想によって、記録しなかつただけで、その後裔は続日本紀等に見える肥人くまびとと思われるものである。熊襲は古来部族の名称とみなされているが、実は熊地方と襲地方という地名の連称から、一つの部族の名称のように思われてきたものである。クマは「山の隈」、ソは「山の背」という重野安繹博士の説が穩当と思われるが、熊襲という文字は、記紀の編者が、後世の熊県や曾県の地名によって、反乱者に対する凶悪な文字を選んだものであろう。クマとソは通説のよう

に後の肥後国球磨郡と大隅国贈嗟郡一带と考えたい。

魏志倭人伝の狗奴国ぎしわじん でんの狗奴国くまであることを主張する学説がある。内藤湖南博士の狗奴国熊襲説をさらに発展させたものに水野祐氏の「ネオ騎馬民族説」がある。その大要は次のようである。

紀元前四・三世紀ごろ、朝鮮半島から移住した北方系遊牧民族は、北九州に奴国なをつくり、航海民族を支配して、倭・韓にまたがる古代貿易国家として活躍していた。その分派が東回りに豊後水道を南下して日向の地に定着して狗奴国をつくった。狗奴国は邪馬台国の南方に位して、相互に敵対関係にあつた。狗奴は古朝鮮語の「大國」を意味しているから、その支配者は北方系遊牧民族である。狗奴と言うのは、「クマビトの国」を魏使が狗奴国と言う名をもつて本国に報告したものである。この狗奴国が三世紀から四世紀にかけ

北方系民族
による狗奴
国の建国
説
狗奴国熊襲

狗奴国系王
朝による大
和地方の平
定

て邪馬台国を征服して九州を平定した。この大王がホムダワケノミコトと言われる応神天皇である。四世紀の中ごろ、畿内の「原大和国家」の成務天皇が九州に侵入したので、これを滅して、ほぼ大和地方までその支配下に収めた。応神天皇は九州にとどまっていたが、次の仁徳天皇の時、南鮮支配と高句麗戦争に備えて東遷して、難波に都した。この王統が、五世紀のいわゆる倭の五王にあたる「仁徳王朝」である。仁徳天皇の東遷が神武天皇東征説話の原型をなしている。

神武天皇東
征説話の原
型

との所説である。

以上の着想は神話の構想を土台として、江上波夫氏の中期古墳時代の五世紀の王朝は北方系騎馬民族による征服王朝であるという新説と、天孫降臨神話が北方遊牧民系神話の要素をもち、とくにその降下地が朝鮮名をもつ日向であるという神話学の解釈を取り入れた興味深い学説である。しかし狗奴国が奴国の分派であるという点、狗奴国が九州を統一した点、応神天皇が狗奴国の大王で大和王朝を打倒した点、仁徳天皇が東遷した点を証明する確実な史料はないのであって、この諸点は全くの推測である。その上、倭語のクマから転訛して伝えられたとする狗奴が、朝鮮語の「大国」として解釈できるからといって、クマ国＝狗奴国王は朝鮮系であるという主張は直ちに支持することはできない。

これに反して、邪馬台国畿内説をとる上田正昭氏は、考古学の成果、とくに古墳の発生と発展を論拠として、大和朝廷の統一と熊襲征伐説話を次のように説明している。

大和朝廷の基礎を確立したのは、「ハツクニシラススメラミコト」崇神天皇であり、その王統を「三輪王朝」と呼んでいる。この倭政権の西日本への広がりを感じて記紀の編者たちは、ヤマトタケルの熊襲平定や、その

三輪王朝の
成立

河内王朝に
よる王統の
交代

河内王朝の
熊襲隼人平
定

父景行天皇の九州親征をもってとり扱っている。これらの説話が六世紀ごろの「旧辞」の記録化をへて、最終的には両書の編集者によって造作されていることはこれまでの多くの研究によってほぼ明らかになっている。⁽⁸⁾

四世紀の後半になると、河内地方の有力氏族出身の応神天皇によって「河内王朝」が樹立され、その王朝がいわゆる「倭の五王」の王朝である。上田氏は先の水野説を批判して、「応神天皇の前身を狗奴国(熊襲)王と認めるのは、梁書にも見えるように邪馬台国王が台身以後も存在したことや、五世紀後半における熊襲隼人の平定などよりして問題が残るし、ササギ(仁徳天皇)を新羅王第二代の次々雄と関係づけるのも、それ以前より古代日本語と古代朝鮮語の間には交流があったと思われることなどから、これをただちに支持することはできない」⁽⁹⁾

と反論している。

上田説によれば、河内王朝の五世紀のころから、王権が中・南部九州へ浸透していった。

「このころ(四四二年済王の宋への遣使)になると、さきにあげた反正天皇の治世を認める大刀が、熊本県船山古墳からも出土しているように、中部九州へも倭王権は浸透しはじめる。……文献伝承の上では、即位前の反正天皇つまりミズハワケ皇子が同母兄の住吉仲皇子を殺害した個所に、隼人が登場してくる。隼人は九州南方の島々を原住地とし、奈良時代にも夷人とされた人々である。隼人の服属が履中天皇のころであったかどうかは、にわかに見定めがたいが、少なくとも五世紀後半になれば、中部九州より南部九州へとしだいに王権も広がっていったと推定される。日向を出発点とする東征説話や熊襲平定の説話などの原型は、

熊襲平定説
話の原型

隈人文石小麻呂

皇十三年の条に、播磨国御井の隈人文石小麻呂くまびとの謀反のことを伝えているが、クマビトは早く本拠地を離れて本州にも雑居していたことがわかる。クマビトは熊県が肥後国に編入されてからは肥人と書かれ、熊襲の後裔を代表するものとなった。奈良時代にも肥人と隼人は区別されているから、熊襲・隼人同一説や水野祐氏の肥人は西九州の漁労民であるとの説は(11)とらえない。文献上からも肥人が肥前・肥後方面の漁労民と伝えるものはない。むしろ薩隅関係の史料に多く見られるから、主力は南九州の山間部を中心に、一部は薩隅の隼人と雑居していたものである。地名である熊襲を種族の名称と考えるから、熊襲・隼人同一説や肥人は熊襲と同一種族でないという説が生まれるのであつて、クマ地方の住民は、後世になつて隈人・肥人と書かれようとも、その呼称は初めから「クマビト」によつて一貫していたものと思う。奈良時代、肥人は隼人と同じく夷人雑類として取り扱われている。

夷人雑類

肥人の習俗

夷人雑類とは、毛人・肥人・阿麻弥人等の類を謂う。問、夷人雑類は一か二か、答、本は一にして末は二、たしえは 仮令、隼人・毛人を本土は夷人と謂う也、此等の華夏に雑居するを雑類と謂う 令集解卷一三。 賦役令註。後述するように夷人雑類は良民であつても、公民の下の品部・雑戸の身分が与えられていた。肥人の習俗も隼人とあまり変わりはない。万葉集に、

肥人の、額髪結へる染木綿くまびと ひたいかみの、染みにし心しめゆふ、我忘れめやもとり

とあるように、結髪法も大和人の髻とちがつた額髪であり、染木綿で頭を捲まいていたことは隼人と同じであつて、今日、東南アジアにも見られる習俗である。これは肥人固有のものか、隼人のそれをとりいれたものか明らかでない。肥人に関する文献は播磨風土記の賀毛郡山田里猪養野いかいのの日向肥人朝戸君あさこのきみ、日本書紀雄略

日向肥人朝戸君

阿太肥人床
特売
肥人部広麻
呂

天皇十三年の播磨国御井の隈人文石小麻呂、正倉院文書天平五年（七三三）の右京計帳の阿太肥人床特売、同十年の駿河国正税帳（しよぜいちょう）の遠江国使肥人部広麻呂、天平八年の薩摩国正税帳に多く見える郡司級の肥君、続日本紀文武天皇四年（七〇〇）の衣評督衣君（えのおりのかみえのきみ）等（あがた）の反乱における肥人の参加等の記事に見えるように

肥人はなお南九州を本拠として、隼人と雑居していた。故地にあるものは、郡司となつて部族を支配し、他国に分散したものは肥人部という品部に編成されたものと思われる。初めはクマビトが南九州を代表して、大和朝廷に抵抗する姿勢を示したが、熊襲征伐説話に見えるような数次にわたる討伐によつて、その主力は打撃をうけ、或いは他国に離散し、それに代わつて、早く五世紀ごろから、一部では朝廷に接近していった隼人が、この地方の歴史に登場してくるのではなからうか。

早人説

隼人 隼人の名称については、本居宣長以来多くの学説がたてられている。たとえば宣長の「早人」説（12）、松

ハヤチ説

岡静雄氏は「ハヤチ」（疾風）は南風に転じ、マリアナ語では南を「ハヤ」というから、ハヤビトの「ハヤ」

ハヤシビト説

はこれによるとの説である。（13）清原貞雄氏の「ハヤシビト」（嘶し人）説（14）、喜田貞吉氏は新唐書の邪古・波邪

ハヤ地名説

多尼（たね）は地名であるから、ハヤビトはハヤ地方の住民を意味するものであるとの説をとっている。（15）内田銀蔵氏

チハヤビト説

は「チハヤビト」（凶暴な人）説（16）をとり、水野祐氏もこれを支持している。鹿児島県史もいうように、「ハヤ」に特別の意味をもたせる必要はないのではなからうか。（17）

民族学や人類学等、関係諸科学の発達していなかつた時代には、語源を明らかにして、種族の起源や実態を探ろうとする考証学的な努力が払われてきたが、いくらその語のもつ意味を正確にとらえたところで、大した意義はないように思う。しいてハヤビトの意味を知ろうとするなら、喜田説のように多尼・夜古と同様、

倭人側からサツマ・オホスミの名称がつけられる以前から、隼人自身この地方を「ハヤ」と称していたのではなかるうか。クマ・ソは山の「隈」と「背面」、サツマさつま狭端の「ツマ」とオホスミおほすみ大隅の「スミ」はともに国の「はて」や「すみ」を現わすもので、その地形や辺遠の位置からつけたと思われるものが多く、多分に賤称のひびきが強い。種族の名称はクマビトの例に見られるように、地名に「ヒト」をつけただけのものが多いから、ハヤビトも「ハヤ地方の人」と解する方が、穩当のように思われる。一々固有名詞の語源を探ることは困難であり、無意味であるが、しいて言えば、松岡説のように、ハヤは南を意味し、ハヤビトは「南の人」を意味するようにもうけとれる。マリアナ語のハヤはえんかぜ南はやや飛躍しすぎるとしても、現在「南の風」の方言が一般に使用されていることから、ハヤは南を意味するのかもしれない。これとても古代に南の意味でハヤが使用されていたか確証はないのである。いずれにしても「ハヤ」地名説を支持するものであるが、朝廷側がハヤビトの勇猛な性格から、「隼」の字を宛てただけであるのに、逆に後世の学者は「隼」の字義と音韻から連想して、いろいろの意味をこじつけているようである。ハヤの語源的解釈には、一つとして説得力をもつものはない。

隼人の習俗として、顔には顔料を塗り、犢鼻褌ふんどしをしめ、楯や竹笠等の竹細工をつくり、音楽や舞踊を好んでいたようである。続日本紀によれば、朝廷は番上した隼人に方楽を奏させたり、相撲をとらせている。肥

前風土記によれば、五島方面の白水あま郎が隼人に似て狩猟を好むことを伝えているから、隼人は南方系の漁労民といわれているが、「山の民」としての肥人と接触することによって、狩猟民としても、すぐれた能力をもっていたことがわかる。戦闘にもすぐれ、藤原広嗣の乱においても、両軍の先陣として利用されている。

薩隅の国県制 上田正昭氏は熊襲征伐傳承や記紀に見える隼人の大和朝廷に奉仕した記事は、五世紀後半から六世紀にかけての朝廷の王権の浸透を反映したものと解しているが、この頃になって阿多隼人と大隅隼人の勢力が、前代の肥人（熊襲）の勢力を圧倒してきたのではなからうか。崇神系王朝関係の記事には熊襲が活躍し、応神系王朝の記事には隼人だけが現われてくる。「王朝交代説」が学界でも定説化しようとしているが、古代国家の形成過程における両王朝の交代が、南九州にも大きな影響を与え、王朝に反抗するものと接近するものとで、勢力分野に画期的な交代が見られたことが考えられる。

屯倉設置の
痕跡は見ら
れない

王権伸展の象徴は王領である屯倉^{みやげ}であるが、わずかに日本書紀安閑天皇二年五月の条に婀娜^{あな}国に膽殖^{いへ}屯倉と膽年部^{いとしべ}屯倉を置いたとあるだけで、さかんに薩隅で開発された形跡は見られない。屯倉は水田を主とする農地であり、朝廷の財源となったばかりでなく、付近の住民を組織して、その地方における朝廷の政治的・軍事的拠点となったものであるが、薩隅には水田が少なく、その経済的価値を認めなかったか、隼人との必要な紛争を避けようとする政治的配慮のためか、積極的な屯倉の設置はなかったようである。奈良時代の初め、律令制の実施にあたり、班田制が施行されなかったことと、あわせて考えるべき問題である。

国造・県主^{くにのみやつこ あがたぬし}については鹿児島県史第四章「国造県主の設置と諸豪族」に詳細に論ぜられ、ほぼ妥当な結論を下しているが、補足的に薩隅の国県制の特色をつかんで、大和朝廷との関係、とくに次の律令制をうけ入れるだけの政治的条件が成熟していたかの問題を考えてみたい。

大和朝廷の地方行政組織である国造県主制が充実にくるのは、五世紀後半からと言われているが、薩隅におけるこの制度の実施いかんが、大化改新以前のこの地方と朝廷との関係を知る一つの指標となるわけで

曾 県 主
加士伎原主
大隅直直
岐 直
肥君・前君
阿多君
薩摩君
熊県と曾県
加士伎県
大隅国
大隅古墳群
大隅の中心
国分平野に
移る
肝衝氏

ある。しかし六・七世紀の記録に、この地方に国県制が実施されたことを伝えるものはないから、続日本紀や正倉院文書に見える郡司層の姓かばねによって推測することにする。県主系のものとして曾県主・曾君そのあがたねし（曾乃君・嚙吹君）そのきみ、加士伎原主かじきのあがたねしがあり、国造系と思われるものにおおすみのあたひおおすみのあたひ（天武天皇によって忌寸姓が与えられ、大住直・大住忌寸）おおすみのいみき ふじのあたひ 岐直くまのきみ（大隅郡岐郷）がある。そのほか熊県主の後と思われるものに肥君くまのきみ（前君）がいて、天平八年の薩摩国正税帳に郡司として姓名を連ねている。阿多君の例も見られるが、その後と思われるものはすべて薩摩君さつまのきみを名のっている。

これらから明言できることは、かつての熊襲は熊県と曾県となり、前者は後に肥後国球磨郡に編入されたものと思われる。県制をとる地域が、最も古くから独立性をもったところと言われているが、霧島火山群の南麓に曾県、国分平野に加士伎県（後の加治木郷）、後の大隅郡（今の垂水・鹿屋から東串良に至る地域）一帯において大隅隼人を率いて、大隅半島最大の勢力となったものが大隅直であると思う。直姓は国造に与えられる姓であるから、肝衝川の流域一帯は大隅国（国県制の国、後の大隅郡）と言われていたものである。その中心地は現在古墳群のある高山・串良地方と思われる。この古墳の様式は、西都原のそれと同様、後期古墳であるから、恐らく大隅国造が朝廷と密接な関係を結び、古墳文化をとり入れた全盛期は六世紀であろう。八世紀になると大隅の中心は国分平野に移るが、それ以前は加士伎県・曾県・大隅国を結ぶ地帯が日南から南下する王権をうけ入れて、その統治下に服属したものである。ただし大隅半島の南部には肝衝氏きまむつきが独立性を保持し、文武天皇四年の討伐までは、完全には服属していなかったようである。

これに比べて薩摩地方には県主や国造の痕跡は見られない。薩摩の中心も、万瀬川流域の阿多地方から後

薩摩の中心
川内平野に
移る

に川内川流域の高城郡へ移るのであるが、大隅隼人と並称される阿多隼人の本拠地にも、古墳群は見られない。この古墳文化をとり入れなかったことと県主や直姓をもつ豪族のいないこと、従つて国県制の実施をみなかったことから、薩摩地方は政治的に、文化的に大隅ほどに朝廷に接近せず、ある程度、長く独自の文化と政治的独立を保っていたのではなからうか。これであつたればこそ、両半島を大隅・薩摩両国に分けることは地理的にも適当であるが、政治や文化の上からも、大隅地方は親大和的、薩摩地方は反大和的傾向がそれぞれの特徴となつていたようである。この薩摩地方を完全に服属させることが、七世紀の大和朝廷の課題であつたはずであるから、律令制の実施にあつては、いち早く薩摩が建国し、大隅はその後しばらくは日向国の管轄下に置かれていた。律令制以前からの大隅・薩摩の性格の相違が、その後の歴史の形成に長く影響を及ぼしてくるのである。この両勢力の接点が後の鹿児島郡である。後の南北朝動乱の初期において島津氏が鹿児島を拠点として、薩隅両国の統一を計ろうとしたのも、両国の接点としての鹿児島郡の位置と価値を認めたからであり、これが今日の鹿児島郡の運命を位置づけていると言ふこともできる。

III 鹿児島郡の創設

薩隅の律令制 薩摩が唱更国として建国したのは大宝二年（七〇二）であり、和銅二年（七〇九）には薩摩・多称たねの名称が記録されているから国名も一定し、郡郷制が整備されたのは、大宝律令制定後のことである。大隅の建国は和銅六年（七一三）に日向の四郡を割いて置かれたものであるが、養老四年（七二〇）大

伴旅人の大討伐までは、反抗をくりかえしていた。大化改新後の七世紀の後半五〇年間には律令制の整備期で

薩摩大隅の
接点として
の鹿児島郡

大隅の建国

薩摩の建国

薩摩の評制

あるが、大隅・阿多隼人と多祢・夜久等の南島に対しては、平和的な服属工作が続けられた段階である。この期間、薩隅は日向国の管下にあつたが、大隅隼人・阿多隼人または日向の隼人として一括して取り扱われており、明確な律令制下におかれていたかは不明である。天武天皇十三年（六八五）に大隅直等に忌寸の姓を授けたとか、文武天皇四年（七〇〇）に衣評督衣君梶等の反乱の記事によつて、薩摩半島の衣（え）（頼娃）地方まで評（こおり）（後の郡）制がしかれていたように見えるが、これは一応の微弱な服属關係を示すものであつて、その後の隼人の行動からすれば、この期間はまだ大和朝廷の化外の地域であつたようである。

薩隅の君姓

従つて八世紀の薩隅の郡司が、九州の国造なみに君（きみ）（後に公）姓を許されていても、前代は魁帥（たける）と呼ばれていた族長層であるから、少なくとも薩摩では国造・県主制の実施さえも疑うものである。新唐書の夜古・波邪・多尼の（18）記事に見えるように、小王分立の部落国家的段階と見てよいのではなからうか。従つて薩隅では完全な国造制の実施を見ないままに、飛躍的に律令制が押しつけられることになる。そこには、国造制を経たところの典型的な律令制とちがった、旧体制に妥協的な変形した体制をとらざるをえない。薩隅に施行された律令制はどのような特色をもつものであつたか。

大化改新後の半世紀にわたる服属工作により、中央の支配力が浸透してくるにつれて、現地の抵抗も激化し、大伴旅人の大討伐を迎えることになる。これらの反乱を組織し、主導したのは酋帥（たける）級の族長である。しかしいつまでも武力抵抗が続けられたわけではなく、酋帥が朝廷に屈服して、従来の半独立的支配権を放棄せざるをえなくなったのは、大宝二年のことである。

薩摩多祢は化を隔てて、命に逆う、是に於て兵を發して征討し、遂に戸を校し、吏を置く。 （続日本紀 卷二）

大伴旅人の
隼人討伐

戸口を調査して吏を置く

これは多年の懸案であった戸口の掌握に初めて成功し、郡司・里長を任命して律令的支配の中に編入することができたことを伝えるものである。この際、朝廷は課口としての住民の掌握にはある程度の成功はおさ

めたが、土地の公地化には至らなかった。一挙に公地公民法にふみきつたのではなく、人民だけをとりえる方式をとった。天平二年（七三〇）に至っても班田は実施されなかった。

班田制の実施を見ず



隼人塚（市分国）

三月辛卯大宰府言す、大隅薩摩両国の百姓、国を建ててより以来、未だ曾て田を班わかたず、其有する所の田は悉く是れ墾田、相承けて佃たうくることをなして、改め動かすことを願はず、若し班授に従はば、恐らくは喧訴多からんと、是に於て旧に随つて動かさず、各をして自ら佃たうくらしむ 続日本紀 卷一〇。

この従来のままの土地所有と營農が続けられていたことが、八世紀奈良時代におけるこの地方の基本的体制を規定するものである。しかも土地の自由な兼併が許されていた。

養老五年十二月辛丑薩摩国は人希まれにして地多し、便に随つて併合す 続日本紀 卷八。

土地は墾田（私地）のまま、しかも自由に兼併が許されていたとすれば、郡司級の旧族長が、隼人を使

舉田の兼併
を許す

つて前代の田莊的經營を行なっていたことが考えられる。この關係は隼人が律令國家の課口としての一面と郡司たじしやう・旧族長の部曲かきべ(私民)としての性格をもっていたことを意味するものである。また土地を収公されない郡司の性格も国造的郡司と規定すべきものであろう。班田制の実施以前は、山林原野から農地に至るまで、

悉くその地方の首長の所有とみなされ、恐らく焼畠耕作的な廻作による共同体的經營が行なわれていたものと思われるから、郷戸に編成されても、生活の実態においては、薩隅の郡司と郷戸の關係は、まさに前代の伴造とものみやつこ・国造の部民に対する關係が続けられていたものと思われる。國家の強權をもつてすれば公地化もきたはずであるが、あえてこのことがなかったのは、薩隅の水田耕作の生産性が低く、水田經營の未発達もさることながら、基本的には以上のような共同体的な人間關係が強く結びついていたからであり、収公に対する族長層の抵抗を回避しようとする政治的配慮によるものである。

隼人の身分

山背国隼人
計帳

公地の班授をうけないで國家の課役を負担し、一方では郡司の私的收奪をうける隼人の性格をどのように規定したらよいか。はじめに國家が新附の隼人の身分を法的にどのように取り扱ったかについて述べたい。

隼人が良民であつたことは山背国隼人計帳やましろのくにによつて明らかであるが、身分は良民であつても公民の下の雑色として取り扱われていた。延暦二十四年(八〇五)十一月十日の太政官謹奏(19)に「(20)一応に雑色を停減すべき事」とあつて、隼人八〇人を四〇人に減じている。六年ごとに京師に番上した隼人は、隼人司に隸屬して、宮廷や山陵の警固、歌舞の教習、油絹・竹笠・竹器等の製作にあつたが、官司の品部ともべ・雑戸ざつこや陵戸りやうこにも等しい賤業に従事させられた。(21)これが一方では公民同様の課役に服さねばならなかつた。

隼人、分番の上下は一年を限と爲し、其の下番在家の者は課役を差料し、兵士の簡点に及ぶこと、一に凡

人の如し前掲書。
註

しかし、辺遠の国の徴税は十分でなかったらしく、賦役令には次のように記している。

凡そ辺遠の国、夷人雑類有る所は、調役を応輸する者、事に随つて斟量し、必ずしも華夏に同じからず令議解。
卷二

隼人の番上制

ここにいう夷人雑類の中に、隼人や肥人も含まれていたことは、先に引用した令集解の注によつて明らかである。隼人の課役のうち、最も過重な負担は、長期にわたる番上制であつた。次の記事はよくその実情を伝えている。

靈龜二年五月、大宰府言す、(中略)又薩摩大隅二国隼人を貢すること己に八歳を経たり、道路遙に隔たり、去來に便ならず、或は父母老疾し、或は妻子單貧なり、請う六年を限りて相替んと、並に之を許す

続日本紀。
卷七

続日本紀に記録されているところだけでも、番上の年次は七〇九、七一六、七二三、七二九、七三五、七四三、七四九、七五五、七六三、七六九、七七六、七八四、七九三年の二三回であつて、番上制は嚴重に励行されていたことがわかる。

隼人は長期にわたる番上の他に、蝦夷えぞの俘囚ふしゆうを強制移住させたように、京畿に土着させて、隼人司における労働力の補充要員にしていた。(22)これらの負担が徭役一般に比べて軽かつたとは思われないが、律令制の整備につれて、国家は調の徴収に対しても、従来の寛大な態度を停めて、規定通りの徴収を厳命している。

延暦十一年八月壬寅、制、頃年このころ隼人の調、或は輸し或は輸さず、政事に於て甚だ不平に渉る、今より以後

隼人の隸屬
關係

は宜しく遍輸すべし類聚。
國史。

要するに、隼人が郡司（旧族長）と律令國家に対して、二重の隸屬關係をもつことが、彼等の負担を複雑過重にし、その身分も國造制下の部曲的な存在としてゐる。國家は隼人を新征服地の不完全公民としながら口分田も班授しないままに、公民なみの賦課と賤民的番上制の二重の負担を強制している。隼人は形式的にも本質的にも、大化前代の服屬型番上制の部民と異なるものではなかつた。國造制さえも未熟なところへ、外被だけは律令制をかぶせても、中身は過渡的で妥協的な体制をとらざるをえなかつた。

公民の郡
高城郡・桑
原郡・菱刈
郡

一國の人口構成の主要部分が、雑色身分の隼人によつて占められていることは、特例と言わねばならない。郡司と隼人の過渡的性格について述べたが、これに対応するように、薩隅の郡郷制にも過渡的性格を認めることができる。律令國家は薩隅における不徹底な領有に満足したり、郡司の半独立的な人民支配を放任していたわけがなく、かつて國造の領地へ屯倉を設置することによつて、征服の拠点とし、皇室領の拡大を計つたように、或いは強制移民や柵戸により、或いは隣國から流入した浮浪を編戸して、律令制のモデル地區的郡郷を新設して、楔を打ちこんでいった。この種の郡郷として、薩摩の高城郡、大隅の桑原郡・菱刈郡を挙げることができる。

大隅國は和銅六年に、日向國の四郡を割いて新設された。律令殘篇には五郡となつてゐるから、新設の一郡は桑原郡である。桑原郡は國府の所在地であり、管内の郷に豊國郷や大分郷が見えてゐるところから、この郡は豊前方面からの移民によつて設置されたものと言われている。郡名からすれば、この移民は安閑天皇二年の条に見える豊國の桑原屯倉の地から移されたものではなからうか。

和銅七年三月壬寅、(一五)隼人は昏荒野心にして、未だ憲法に習はず、因て豊前国の民二百戸を移して、相勧め導かしむ統日本紀 卷六。

これは明らかに、隼人を勧導して、律令制に習熟させる拠点を設置する意図の下に行なわれた移民である。菱刈郡は隣接の日向や肥後から流入した浮浪九三〇余戸を編戸して新設された郡で、土着の隼人を根幹とする郡ではない。

薩摩の国府の所在地の高城郡には肥後の郡名をとった合志・飽田・宇土・託間等の郷がある。これは鹿児島史も指摘するように、肥後からの移民によって編成されたことが推定される。高城郡が薩摩の他の郡と区別して取り扱われていたことは、天平八年(七三六)の薩摩国正税帳の雑用酒配分の記載によって推測することができる。この断簡は首部を欠いているが、前後の記載から高城郡の分であることはまちがいない。

薩摩国正税帳

(二十六石二斗七升七合)

酒老拾陸斛式斗漆升漆合、合充隼人一十一郡六斛九斗一升 正倉院文書。

八合、当郡九斛三斗五升九合 寧楽遺文上卷

高城郡は国府の所在地というだけでなく、公民の郡であり、隼人 \parallel 雑色の郡とは区別していたことがわかる。桑原・高城両郡は国分平野と川内平野という水田地帯にあつて、条里制の跡も認められ、班田制も施行されたと思われる律令制のモデル地区であり、前代の屯倉にも比すべきものである。征服後、他国の公民を移したのは、開拓もさることながら、国府周辺を固める治安上の措置かとも思われる。

隼人の一一郡においても・伊作・揖宿・給黎きいれ・甌島の四郡は一郷一郡制という極端な狭郷型の郡制をしいている。これは恐らく前代の族長の旧領をそのまま郡郷に編成したのではなからうか。土地の収公を見なかつたことなどから推測できる。人口が少なく五〇戸一郷編成が困難であつたこと、旧領の交換分合が困難で

一郷一郡制

隼人の郡

あつたことなどから、便宜的に異例の郡郷制をとらせたのではなからうか。隼人の郡郷編成は、改新前に置いて国造を介して間接的に住民を支配していたのと同様の統治方式であつて、薩隅の体制に共通する律令制の擬制的性格が濃厚に認められる。

鹿兒島郡の創設 隼人一一郡の中に鹿兒島郡がある。薩摩建国当初の鹿兒島郡は日向国の西境と接し、和銅六年四月に日向の四郡肝坏きまつき・噲啖あいら・大隅・始羅を割いて大隅国が設置されると、噲啖郡と境を接したはずである。その後、大隅国に桑原郡が新設されると、それと境を接するようになり、吉田村を編入する以前の鹿兒島郡の境界に安定してきたものと思う。

鹿兒島の地名の起源や郡域については、「薩隅日地理纂考」・「三國名勝図会」から「鹿兒島県史」・「鹿兒島のおいたち」に至るまで、多くの見解が発表されているが、定説と思われるものはない。とくに地名の起源については、以上の類書に詳細に紹介してあるが、いずれも珍説が多いので、ここでは割愛したい。当初の鹿兒島郡の境界を知るには、桑原郡新設以前の噲啖郡の境界を明らかにすればよいわけであるが、襲国・曾泉の後身という以外には、はっきりとしたことはわからない。後の桑原郡は国府の所在地であることは確かであり、ほぼ後世の始良郡の地にあたるものである。

立桑原郡の創
桑原郡の創設について鹿兒島県史は、「桑原郡建置の年は明白でないが、律書残篇に大隅国五郡とあつてこれには建国当時の四郡に菱刈郡を加えて、未だ桑原郡を加えていない。……（桑原郡は）恐らく奈良時代の末に建置されたものと見てよからう」と述べている。ところが律書残篇によれば、大隅国は郡五・郷一九・里二七からなっている。郷里制実施の期間は、靈龜元年（七一五）から天平十二年（七四〇）の間であ

り、先述のように菱刈郡の設置は天平勝宝七年（七五五）であるから、律書殘篇の五郡中の一郡は菱刈郡でなく、桑原郡である。桑原郡の創設は郷里制の存続していた七一五年から七四〇年の間であろう。恐らく豊前国から移民が送られた和銅七年（七一四）から間もない時期に創設されたものであろう。先述のように薩隅の国府はともに、従来の勢力の中心地である阿多郡と大隅郡を避けて、新設の高城郡と桑原郡に置かれているが、移民が国府の整備と関係ある政治的措施とすれば、桑原郡の設置を遅く奈良時代の末と考えることはできない。

鹿兒島信尔村

桑原郡の創設が天平十二年以前とすれば、これまでしばしば引用されて来た続日本紀天平宝字八年（七六四）十二月の記事に見えるなごしまのしにむら魔島信尔村についても再考する必要がある。

是月、西方に声有り、雷に似て雷に非ず、時に大隅薩摩兩國の堺に、烟雲晦冥して、奔電去来す、七日の後、乃ち天晴る、魔島信尔村の海に、沙石自ら聚て、化して三島と成る、炎氣露見すること、治鑄しわざの為の如なること有て、形勢相連望めば、四阿の屋に似たり、島の為めに埋め被るる者、民家六十二区、口八十余人 続日本紀 卷二五

この記述は大隅国の国司が国府の西方に起こった地変を大宰府か太政官に報告した公文書によつて記されたものと思うが、記事には「鹿兒島の信尔村」とあつて、「鹿兒島郡の信尔村」でないことに注意しなければならぬ。これが文献に現われる鹿兒島の初見である。もちろん信尔村は行政単位でなく、自然村落としての部落である。石橋五郎氏の鹿兒島の古名であるとの説をとれば、信尔村は「鹿兒島すなわち桜島の信尔部落」ということになる。三島については、新川河口付近の小島であるという見解から、これまで信尔村は

鹿兒島は桜島の古名説

鹿兒島郡の
境域

桜島の北方対岸の小村付近であり、鹿兒島郡に属するものだけ考えられてきた。鹿兒島神社の所在地から今の隼人・国分地方まで鹿兒島郡であり、大隅国贈嶽郡に接していたことはまちがいないが、三島出現の天平宝字八年には、すでにこの地方は桑原郡に属していたはずである。桑原郡創設後も今の隼人地方まで鹿兒島と言っていたとすれば、信尔村は「桑原郡の鹿兒島地方の信尔部落」ということになる。信尔村が桜島の部落か、その北方対岸の部落かにわかに決定しがたいが、鹿兒島の地名の起源と鹿兒島郡の領域を考える上から大切な問題と思うから、私見を述べて後考をまつことにする。

当初の鹿兒島郡の領域については、今のところ石橋五郎氏の見解が最も妥当であるように思われる。

「鹿兒島はもと桜島を指したものと思う。桜島は和名抄の志摩郷といわれるが、後世の命名で桜島の古名はわからない。しかし桜島程の大島に古代その名がないのは不思議であり、又、伝わらない筈もないと思うから、自分は桜島の古名として、鹿兒島を考えたい。もしそうだとすれば鹿兒島湾頭に於ける唯一の大島の名が古代に於て、その地方の代表名となることは決して、不自然ではないと思う。：蓋し鹿兒島なる名称は桜島より起り、その北方対岸の神社名となり、さらに付近海岸の汎称となったものと考えられる。

而して古くは桜島と共に薩摩国に属していたが、和銅六年に大隅国をおくと共に、翌年、豊前国の民二百戸を移して、此の地方におき、豊国等四郷を設けて、これを大隅国に隸したから、僅かに海岸地方のみ、薩摩国に属していたものを、後に、桜島並にその北方対岸の地を併せて、大隅国に入れて、鹿兒島郡のみ薩摩国に残ったものと考えられる」

日本地理大系

「鹿兒島と桜島」

大体この説を支持するものである。当初の鹿兒島郡は、後世の鹿兒島郡と大部分の始良郡と桜島を含む広

い地域をもつて、東は贈嶽郡に接していたが、桑原郡が新設されると、平安時代の和名抄段階の鹿児島郡に縮小してくる。東北は今の吉田・重富の線で大隅国桑原郡と、北西は日置郡、南は谷山郡と境を接するようになった。

鹿児島郡の
三郷

平安時代、和名抄によれば、鹿児島郡は加古志万と訓み、都万つま・在次ありぐ・安薩あさの三郷からなっているが、各郷は今日のどこに当たるか比定することはできない。郡家の所在地は、恐らく一宮神社のある郡元の地であろうが、これも推測の域をでるものではない。一郷五〇戸が今の規定であり、一戸は平均二〇人前後と言われているから、鹿児島郡三郷の人口は約三〇〇〇人ぐらいであつたものと推定される。正倉院に現存する正税帳などから推して、薩摩といえども、戸籍計帳はかなり正確に造られたはずであるが、鹿児島郡については何も伝える史料はない。先の続日本紀天平宝字八年の記事以外には、三代実録貞観二年（八六〇）三月二十日の条に、

薩摩国従五位上開聞神に従四位下を加え、従五位下志奈毛神・白羽火雷神ちかお・智賀尾神かしくり・賀紫久利神かご・鹿児島神しまに並に従五位上、正六位上伊尔色神に従五位下を授く三代実録 卷四。

とあり、延喜式民部式の薩摩国の郡名に鹿児島と見えるだけである。この鹿児島神は草牟田の氏瀬明神うじせとも言われるが、鹿児島県史はこれを否定している。三国名勝図会によれば、伊尔色神いにしきは下伊敷の年の宮と言われ、伊敷の地名は伊尔色の転訛したものと説もあるが、他に一敷・居敷・印敷等類似の地名も多いからにわかはこの説に従いがたい。

延喜式の鹿
島
伊尔色神

律令制の進展と衰退 これまで鹿児島郡も含めて、八世紀に導入された薩隅の律令制の特色、とくに過渡

的・後進的性格について述べたが、九世紀（平安初期）以降、この体制が薩隅ではどのような展開を見せたのであろうか。

隼人の公民化

班田の実施



伊 尔 色 神 社 (伊 敷 町)

朝廷に残された政治的課題は、律令制の完全実施、つまり(1)墾田の公地化と班田制の実施、(2)半公民的隼人の公民化による貢租の均等化、(3)国造的郡司の族長的特権を一般の郡司なみに剥奪する点にあつたはずである。隼人の公民化については、宝亀二年(七七二)の帯剣禁止、延暦十一年(七九二)の輪調の均等化を命ずるなど、政府も漸次その対策を講じつつあつた。

周知のように延暦十九年(八〇〇)には薩隅の墾田を悉く収公して、口分田となし、大同二年(八〇七)十月には多祢島の隠田を調査して、島司の公廨田と郡司職田以外は悉く百姓の口分田として班給している。⁽²³⁾さらに桓武朝は薩隅の公地化に即応する措置として、隼人の雑色身分の改善策をとっている。延暦二十年(八〇二)には大宰府か

ら隼人の進貢を停止している。この貢納奴隸的な番上制の停止と共に、延暦二十四年正月には外蕃的儀礼である大替隼人の風俗歌舞も廃止されることになった。これらの諸政策によって、隼人がただちに公民に昇格し

たとは断言できないが、少なくとも形式上は、班田公民化したものといえる。⁽²⁴⁾

薩隅における班田制の全面实施について、鹿兒島県史は否定的であるが、これを実証するに足る十分な史料はないのであつて、九州全般の実施状況から推測する以外に方法はない。九世紀の後半になると、班田制は全国的に麻痺してくるのに、九州では散発的にせよ回数実施されている。承和十年前後（八四三・筑後・肥前）、仁寿二年（八五二・筑前）、貞観十五年（八七三・筑前）、推定されるものに元慶三十五年（八七九・八八一・豊後・筑後・肥前）等がそれである。

筑前守都御
肥前介笠宗
西日向守安倍
雄大隅守時統
当世
公营田制

九州において班田制をはじめ律令制の危機が、支配層にもはつきり認識されてくるのは、元慶年間（八七七―八八四）である。有名な元慶四年三月十六日の筑前守都御西解^げ、元慶五年三月十四日の肥前介笠宗雄解、同年五月三日の日向守安倍弘行解、元慶八年九月五日の大隅守時統当世解等、三代実録に見える関係史料は律令制の危機を告げる悲痛な警告である。とくに前二者は班田制の断絶と税制の崩壊の危険を述べている。大宰府はこの班田制の危機を乗り越えるために公营田制^{政府の直営方式}を採用したが、その結果はあまり芳しくなかったようである。実はこの班田制の不備に乗じて、公地制を蝕む^{むしろ}反律令的動きが起こりつつあった。⁽²⁵⁾ しかもこれを推進したのは官人層であつた。あるいは開田により、あるいは口分田の兼併により、有力な官人や富豪は着々と私有地を広げていった。⁽²⁶⁾

この段階の薩隅の班田制の実施状況は全然不明であるが、九世紀にはいつて律令制は一応整備されても、経済的にはマイナスであつたことがわかる。調租の減免についても、弘仁年間（八一〇―八二三）だけでも四回の事例を挙げることができる。おそらく薩隅全域にわたる全免とも思われぬが、毎年満足に定額を完納

官人富豪層
の土地兼併

したかを疑うものである。薩隅は中国でありながら、公廩稲は各四万束で、小国の一〇万束にもたらなかつた。貧弱な低生産地である上に、租税の出納もでたらめであり、大隅のごときは、早くも天長元年（八二四）から中央との正確な連絡は失われている。⁽²⁷⁾

辺境型名の
祖型

九世紀の九州における土地兼併の傾向は、薩隅においても例外でなく、むしろ中央からの監察の不十分な辺境の方がより盛んに強行されたのではなからうか。法定の職田や墾田を拠点に、有利な良田を集中的に占有したり、口分田を囲い込んだり、禁制を無視する官人の墾田と私営田経営が流行していた。九世紀末から一〇世紀にかけて（平安中期）、薩隅においても、各種の手段により、一度収公された口分田も再び経営と公課に堪える郡司級の富豪に集積され、郡司と百姓の間に著しい階層分化が進行していたことが考えられる。⁽²⁹⁾このようにして一一世紀以降（平安末期）のいわゆる巨大な辺境型名へ連なる祖型が形成されつつあった。

IV 鹿兒島郡の庄園

大宰大監平
季基
藤原頼通に
寄進

島津庄の成立 島津庄は万寿年間（一〇二四—一〇二七）に、大宰大監平季基が日向国島津院の「無主之荒野」を開発して、宇治関白藤原頼通に寄進したことに始まる寄進地系荘園である。⁽³⁰⁾平季基は万寿三年三月から翌年四月までは、従五位下行大監として大宰府に在任していた府官であり、⁽³¹⁾日本紀略長元三年（一〇三〇）正月二三日の条に、「大宰大監平季基を召して、左衛門の陣に候せしむ」とあるから、このころ上京して、摂関家への運動を行なったのかもしれない。長元四年正月十三日、季基は右大臣藤原実資へもばく大な財物を贈っていることは、その日記小右記によつて知られる。⁽³²⁾当時、大宰府の責任者は大式藤原惟憲であったが、

大宰大式藤
原惟憲

大士の地位を利用して、強引な私貿易を行なって巨万の富をたくわえ、帰京後も、「九国二島の物・底を掃うて奪いとり、唐物と同じ、己に恥を忘るに似たり」小右記長元二 七・十一と非難された人物である。島津庄の立庄

は、季基が上京した長元三年以後間もないころではなかるうか。季基と同時代の上級府官の蓄財と撰閲家との結びつきを考えれば、島津庄の立庄の事情も推察するにたたくない。島津庄が大隅・薩摩へ発展し、約八〇〇〇町という全国第一の大庄園に膨脹してくるのは、立庄から約一世紀遅れた一二世紀の初めである。当時、全国の庄園がどのような傾向をたどりつつあったかについて、村井康彦氏は次のように述べている。⁽³³⁾

『一〇世紀初頭に発布された延喜荘園整理令を最後として、山野の占有および開発上の制限は大幅に緩和されはじめ、その結果国衙は、「無主の荒野は開発者をもって主となす」とみなすようになる。しかもその開発に際して、たとえば一〇一二年(寛弘九年)和泉国内の荒廢公田の復旧と加作が奨励されたとき、開発者に国衙に出すべき雑事・雑役の免除と正税の一部控除が認められたことがあった。このように一一世紀頃からは、土豪が国衙より一定の特権なり恩典を与えられつつ、未墾地や荒廢地を開発・復旧することが顕著となってきた。そこでこれを開發領主こんほんとか根本領主ほんぽんと称し、その開発も保とか別名べつみょう(領主的な名)とか呼ばれた。そして開發領主は、その際与えられる保司職ほうじしき・名主職みやうしゅしきとか郷司職ごうじしきとかを通じて国衙機構の末端に連なっていた。したがってこの保や別名は「公領」であるが、同時に開發者の「私領」でもあるという二面的性格をもつものであった。平安末期の公領を「国衙領」というのは、本来の行政単位である郡・郷とともに、こうした実体をもつ保・名で構成されるようになった公領が、多くの国衙関係者によって半公半私的に支配・領有され、他方における荘園と相並ぶ存在になったからにほかならない。

土豪の特典
保と別名
保司職・名
主職・郷司
職
公領の私領
化

受領と開発領主の対立

島津庄寄郡

寄郡の成立

薩摩の郡院を藤原忠実へ寄進

開発領主の「私領」は、先述したような特典を与えられていたが、それはあくまでも輪租地であったから開発領主は、京都から下向してきた受領の収奪に対して当然反発した。同じ国衙の官人として協力すべき立場にあるからではあるが、利害関係は究極のところ一致しなかった。これが開発領主が「国衙の妨げ」をのがれるためにその私領を権門・勢家に寄進した根本理由である。こうして撰関時代には藤原撰関家へ、院政時代には院へ所領が寄進されて立荘_レ荘園化され、いわゆる寄進地系荘園が激増した_レ」

長文にわたって引用したが、これによつて島津庄の寄郡化_{よりこおり}した薩摩の郡・院・郷・別符_{べふ}・名の半応輪地_{はんおうゆち}としての半公半私的人格や、国衙と郡・院・郷司職をもつ本領主(根本領主)との関係を理解できるであろう。

建久凶田帳によれば、薩摩国の国衙領四二一・四町、寺社領六五五町に対して、島津庄は一円領六三五町と寄郡二二九九・三町計二九三四・三町からなっている。薩摩における島津庄と他領との比率は三対一である。薩摩国が挙げて島津庄の寄郡化したのは、いつ、どのような事情によつたものであるうか。大隅国の深川院(末吉)・財部院・多祢島の三カ所が島津庄の一円領となつたのは、保延₍₃₄₎(一一三五―一一四〇)より以後の新立であり、薩摩郡は久安三年(一一四七)までには寄郡となつてゐるから、鹿児島郡をはじめ薩摩の郡院が島津庄へ寄進されて寄郡となつたのは、ほぼこの頃といふことができる。この時期は鳥羽院政期にあたり、撰関家の長者は知足院藤原忠実_{たけざね}の時である。忠実は撰関家領を一括_{そうりよ}して惣領し、家領が最大に広がつて行つた時であり、島津庄が日向から大隅・薩摩へ発展した絶頂の時代でもあつた。薩摩の郡院が挙げて寄郡化した事情について明らかにする史料は残っていない。院政期の庄園寄進は、院に対して行なわれるのが一般の傾向であつた時に、あえてその対立者であり、しかも政治的には落ち目にあつた撰関家に保護を求

めて寄進したことに注意しなければならない。

院政権の地
方攻勢

周知のように院庁は同系列の受領(国司)を通じて、地方の不正な庄園を整理し、皇室領庄園の拡張に努めた時期である点からすれば、当然薩摩においても院庁Ⅱ国司の圧力が郡司級の根本領主にかかったことが考えられる。一般の寄進のように新たに雑免等の不輸権を獲得するための免税運動であったとすれば、時の最高権威であった院に寄進したはずであるが、そうでなく、しかも一挙に大量の郡院単位の寄進を院政権が阻止できなかったのは、一一世紀末までに郡・院・郷・別符は「公領」であっても、そこからの正税や雑役は部分的に免除されて、郡司等の得分となっており、この既得の雑免権だけを摂関家に寄進したものである。従って土地は「公領」であり、人間は「荘民」という形式をとり、寄郡が「公領寄郡」といわれるのは、この二面性をもっているからである。このため現地の領主は国衙の郡司であると同時に、島津庄の弁済使を兼帯していた。先述の院政権の地方攻勢を回避するために、現地にいる摂関家の有縁者を介して、院の反対的立ち場にあつて、しかもこれに対抗できる余勢を保っていた藤原摂関家へ大量の寄進が行なわれたものと思う。一二世紀(平安末期)の薩摩における全盛期の庄園を記録したものに建久八年(一一九七)の薩摩国図田帳がある。

鹿児島郡の庄園

この段階の鹿児島郡の庄園はどうなっていたか。図田帳によれば、次のようであった。

鹿児島郡 三百二十二町内 御庄寄郡 寺 領 三十七町 安楽寺 下司僧安静^{げし}

社領 八十町 正八幡宮領 府領社 七町五段 下司前藤内舍人康友

島津庄寄郡

公領 百九十七町 郡司前藤内舍人康友・地頭忠久・但本郡司平忠純

安楽寺領

大宰府領

正八幡宮領
荒田庄

荒田庄の四
至
八幡境廻り

この内、寺領は大宰府天満宮の別当寺である安楽寺の末寺薩摩の国分寺領であり、現在の田上町天神力瀬戸方面でないかとも言われているが、⁽³⁶⁾明らかでない。社領は大隅正八幡宮の一円領荒田庄であり、府領は一

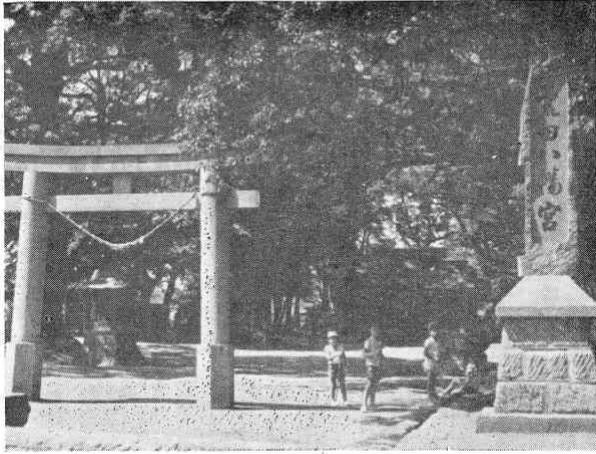
円公領の大宰府領である。府領は開聞神社の末社郡本社（現在の郡元町一宮神社）の所領である。安楽寺領

の成立の時期は明らかでないが、阿多郡の寺社領の成立が⁽³⁷⁾康和（一〇九九—一一〇三）頃であるから、鹿児島郡の安楽寺領もこの頃に成立したものであろう。

正八幡宮領荒田庄は正八幡宮の末社荒田八幡社を祭る現在の上下荒田町の地である。荒田庄の四至は明らかでない

が、旧荒田村の四隅には随神祠があり、八幡境廻りという行事が行われていたといわれている。⁽³⁸⁾この随神祠は現存しているが、或いはこれが荒田庄の四至の名残りかもしれない

い。荒田庄は寄進や買得によって成立した一円庄と思われるが、その成立の時期は明らかでない。鹿児島郡が一括して島津庄の寄郡化してから、正八幡宮へ再寄進されたはずはないから、おそらく一世紀末から二世紀初頭にかけての白河院政期に成立したものであろう。一二世紀初頭は正



荒田八幡宮（下荒田町）

八幡宮史にとって画期的な時期である。

鹿兒島神社

宇佐八幡宮
の別宮

八幡の正宮
を主張す

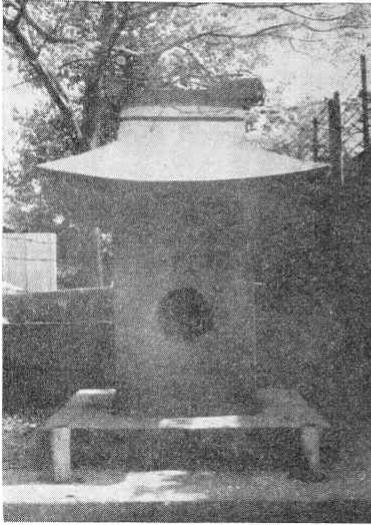
石体出現

執印僧行賢

宇佐弥勒寺
の末宮



荒田八幡宮北随神 (上之園町)



荒田八幡宮西随神 (田上町)

延喜式の神名帳に見える大隅の大社鹿兒島神社は八幡神を勧請して九州における宇佐八幡宮の五所の別宮となり、大隅宮と称していたものと思われるが、天永四年（一一一三）の頃、陳王伝説の創作により自ら八幡の「正宮」である事を主張して、正八幡と称するようになった。これを裏書きするように天承二年（一一三三）には八幡の石体二基出現事件が起こるなど、盛んに正八幡宮が政治性を發揮した時期である。⁽³⁹⁾この頃の正八幡宮の最高職である執印職は有名な僧行賢⁽⁴⁰⁾であった。行賢の執印職の頃、正八幡宮を正宮なりと画策しただけでなく、天仁三年（一一〇〇）正月吉田院（今の吉田村）は正八幡宮領となつたと伝えられている。⁽⁴¹⁾荒田庄八〇町や伊集院の万得領（半不輸領）七八町が正八幡宮領となつたのも、行賢の手腕によるものではなからうか。鹿兒島神社は神社であつたが、正八幡宮は宮寺であり、宇佐弥勒寺^{みろくじ}の末宮である。中世までの正八幡宮の

靈鷲山弥勒院

別当寺は靈鷲山弥勒院で、天台宗に属していた。

石清水の光清

一二世紀初頭は正八幡宮領の鹿児島郡や伊集院等薩摩方面への進出、公領の島津庄寄郡化の時期と考えられるが、これに照応するように本寺の弥勒寺にも大きな変動が見られる。大治三年（一一二八）には石清水田中家より出た光清が弥勒寺講師職と同喜多院院司職を兼帯するようになり、宇佐在地僧は石清水の支配下に入ってしまった。(42) こうして宮寺八幡信仰の総本山が宇佐弥勒寺であったのに対して石清水がそれに代わるようになったのである。この結果、薩摩の弥勒寺領も石清水を本所と仰ぐようになり、正八幡宮も石清水と何等かの結びつきをもつようになったことが推察される。

弥勒寺講師職等を兼帯す正八幡宮と石清水の關係

島津庄の支配機構

島津庄の領家は藤原摂関家であり、膨大な家領の支配を分担するため預所制が置かれ、領家の所務を代行した。預所が庄目代を現地の庄政所に派遣したことは、当時の国司の遥任と同じであった。

預所代別当庄政所

肝属氏と富山氏

承安五年（一一七五）頃の庄政所は別当執行二人、別当八人の庄官によつて構成されている。この別当職は島津庄の開発領主平季基の姻族である伴氏（肝属氏）や藤原氏（富山氏）等が世襲し、惣庄を支配していたが、大隅の深川院や薩摩の和泉庄（出水市）のように一円領となると独自の政所をもち、従来の惣庄政所は主として寄郡だけを支配するようになった。薩摩の在庁伴信明が島津庄薩摩方を代表する別当となり、庄政所の構成員として庄政に参加しているように、庄政所別当も在庁官人級の庄国両方の所職の兼帯者によつて構成され、庄政所は構造的にも、国司の留守所となら異なるところはなかった。下級庄官である各郡院の弁済使職（一円領では下司職）も郡司の兼帯であった点からすれば、島津庄のように超特大型の庄園では、庄園に先行する既存の国衙の行政組織に対する依存度が大きく、これを自らの組織に吸収しなければ、支配

在庁職と庄別当職の兼帯

郡司職と弁済使職の兼帯

小弁濟使
檢校・沙汰
人名
家主

は困難であった。しかも国郡の所職を帯びる根本領主（名主）が、その所領の寄進者であったから、寄郡の庄国両属性が、端的に島津庄の性格を表現するように、その行政組織の人的構成にも両属性の癒着が認められる。弁濟使の下に小弁濟使または檢校・沙汰人が現地の管理や徴税にあたった。納税責任者は名主であり正税（年貢）や在家役の負担者は在家^{ざいけやく}作人であったが、薩摩の名主は在庁職・郡司職と共に弁濟使職等を兼帯する根本領主であったことを見逃してはならない。⁽⁴³⁾

高陽院藤原
泰子

藤原基実
平盛子

三位大夫家
藤原成子
一乘院主実
信本所は近衛
家、領家は
一乘院とな
る
満家院司

肥前系平氏
による郡院

島津庄の伝領 島津庄を含む摂関家領は藤原忠実によって惣領されるようになったが、保元の乱の敗戦により、忠実の立ち場が苦しくなると、島津庄は忠実の女である鳥羽天皇の皇后高陽院泰子（一に賀陽院）に譲つて、その保全を計った。その後、島津庄等の高陽院領は忠通の子基実^{もろみやね}に返つたが、基実の早死後、平清盛は基実の室平盛子（清盛の女、白河殿）を介し、摂関家の家司藤原邦綱と通謀して実質的には平家領にしてしまった。源平争乱に際し、再び高陽院領は源頼朝によつて処分される危機に直面した。この頃の領家は邦綱の女三位大夫家藤原成子（一乘院実信^{じつしん}の乳母）であった。これが承久の乱の前後に近衛基通の子である興福寺一乘院主実信に譲られた。この結果、島津庄の本所（本家）は近衛家、領家は南都一乘院になった。このように中央政局の危機を回避するために、島津庄の伝領も、ジグザグのコースをたどらざるをえなかった。⁽⁴⁴⁾

谷山市統合以前の鹿児島市は平安末期の鹿児島郡と満家院^{みついえのいん}（郡山町）の比志島と小山田、谷山郡の宇宿大隅国下大隅郡向島の一部（東桜島）を包含しているが、満家院司は加治木郷司大蔵氏の庶流満家氏である。鹿児島郡司その他、本郡の名主層については、次章において詳述されるので、ここでは言及しない。ただ、薩摩の公領が島津庄の寄郡化する頃に、各郡院の郡司職の相伝に断層が見られ、鹿児島郡をはじめ薩摩の大

方の郡院司職が、肥前系平氏と思われる伊作良道（忠遠と改名）の六子（道房・川辺、有道・多祢、忠永・頼娃・薩摩、忠景・阿多、忠明・加世田、忠良・鹿児島）と、その姻族そのき彼杵久澄の子孫によって独占せられ、一族の阿多忠景が一國を惣領するような勢威をふるっていたことを付記するにとどめたい。⁽⁴⁵⁾

〔注〕

- 1 大林太良「日本神話の起源」二二二ページ
- 2 前掲書 一三八ページ
- 3 前掲書 一三九ページ
- 4 前掲書 二二二ページ
- 5 大野晋「日本語の起源」一九八—三〇〇ページ
- 6 重野安禪「薩摩の隼人」（史学雑誌二二の六）
- 7 水野 祐「日本古代国家一三一ページ以下
- 8 上田正昭「大和朝廷」一〇八ページ
- 9 前掲書 一四四ページ
- 10 前掲書 一五四ページ
- 11 水野 祐「日本民族の源流」二八四ページ
- 12 本居宣長「古事記伝」卷一六
- 13 松岡静雄「新編日本古語大辞典」四四九ページ
- 14 清原貞雄「日本古代史論」五三ページ
- 15 喜田貞吉「日本民族史概説」八二ページ
- 16 内田銀蔵「日本経済史の研究」下巻四ページ
- 17 鹿児島県史 卷一 四一ページ
- 18 新唐書 卷二二〇
- 19 竹内理三「寧楽遺文」上巻 正倉院文書
- 20 日本後紀第一三 類聚三代格卷四
- 21 令義解 卷一 職員令
- 22 類聚三代格 卷六
- 23 類聚国史 卷一五九
- 24 鹿児島県史 卷一 二二七ページ
- 25 続日本後紀 卷二二 承和九・八・一五 大宰大貳藤原衛上奏
- 26 三代実録 卷二四 貞観一五・一二・一七 大宰府奏言
- 27 類聚国史 卷八〇 雜公文

第二編 原始 古代編

一二六

- 28 類聚国史 卷一五九
- 29 拙稿「薩隅における律令体制の構造」(鹿児島史学 一二)
- 30 薩藩旧記雑録 卷七 正応元・六 島津庄官等申状
- 31 類聚符宣抄 大宰府解
- 32 竹内理三「薩摩の荘園」(史測七五)
- 33 村井康彦「荘園制と武士団」(日本史入門六三ページ以下)
- 34 大隅国凶田帳注
- 35 薩藩旧記雑録 卷一の一〇 入来院文書
- 36 「鹿児島のおいたち」一七〇ページ
- 37 薩藩旧記雑録 卷三の二八〇 新田神社文書
- 38 三国名勝図会 五七ページ
- 39 中野幡能「八幡信仰史の研究」六五六ページ以下
- 40 薩藩旧記雑録 卷一の一・一八
- 41 他家古城主来由記 薩隅日地理纂考
- 42 中野幡能 前掲書 五六〇ページ
- 43 拙稿「島津庄薩摩方の支配体系」(鹿児島史学一 二)
- 44 拙稿「島津庄の伝領」(鹿児島史学八)
- 45 拙稿「寄郡制成立の社会的背景」(鹿児島短期大 学研究紀要一)